

Ⅲ. 適正化事業事務処理関係

全国土地改良事業団体連合会

土地改良施設維持管理適正化資金拠出約款

(目的)

第1条 本連合会が行う、土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和52年4月20日付け52構改B第600号農林事務次官依命通知。以下「適正化事業実施要綱」という。）第2の1に規定する整備補修事業（以下「整備補修事業」という。）及び第2の2に規定する防災減災機能等強化事業（以下「防災減災機能等強化事業」という。）に必要な資金（以下「適正化資金」という。）の造成その他運営については、適正化事業実施要綱及び土地改良施設維持管理適正化事業実施要領（昭和52年4月20日付け52構改B第601号農林省構造改善局長通知。以下「適正化事業実施要領」という。）、施設改善対策事業実施要領（昭和62年5月20日付け62構改B第500号農林水産省構造改善局長通知）及び安全管理施設整備対策事業実施要領（平成29年3月31日付け28農振第2155号農林水産省農村振興局長通知）に定められるもののほか、この約款に定めるところによる。

(適正化資金拠出申込適格)

第2条 適正化資金の拠出申込みを行うことができる者は、次に該当する者とする。

- (1) 土地改良区体制強化事業実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2429号農林水産事務次官依命通知）第3の2の(2)の土地改良施設の診断・管理指導を実施している都道府県土地改良事業団体連合会
- (2) (1)以外の都道府県土地改良事業団体連合会にあって、地方農政局長等（北海道にあっては農林水産省農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該地方連合会の所在地を管轄する地方農政局長）の認定を受けたもの

(拠出申込手続)

第3条 適正化資金の拠出申込みをしようとする都道府県土地改良事業団体連合会（以下「地方連合会」という。）は、別に定める様式により、拠出申込みを行うものとする。

(拠出金の納付)

第4条 地方連合会は、毎年6月末日までに（緊急整備補修に充てるための適正化資金の拠出にあっては、適正化事業実施要領8の通知後速やかに）拠出金を納付しなければならない。

- 2 前項の拠出金は、本連合会の賦課金として扱うものとし、その額及び算出の方法等は本連合会の定款に定めるところによる。

(拠出金の明細)

第5条 地方連合会が前条第1項の拠出金を拠出する場合には、地方連合会の会員等からの拠出金に相当する部分と、都道府県からの補助金に相当する部分との明細を明らかにした書面を添付するものとする。

(拠出金の使途)

第6条 拠出金は、整備補修事業に係る拠出金にあつては整備補修事業以外の経費に、防災減災機能等強化事業に係る拠出金にあつては防災減災機能等強化事業以外の経費に使用することができないものとする。

(交付金)

第7条 交付金は、毎年度地方連合会からの申請に基づき、別に定める各地方連合会ごとの交付目標額の範囲内で交付する。

(拠出金及び交付金の経理)

第8条 拠出金及び交付金は、整備補修事業と防災減災機能等強化事業に区分し、拠出金申込年次別、地方連合会別に経理するものとする。

また、防災減災機能等強化事業に係る拠出金及び交付金については、特別会計において経理するものとする。

(交付金調整の特別措置)

第9条 本連合会は、前条の規定に基づく経理区分を勘案の上経理した結果、交付金に余裕を生じた地方連合会がある場合には、これを調整し、他の地方連合会にこれを交付することができるものとする。

2 前項の規定により調整を行った場合には、原則として翌年度これを再調整するものとする。

(利息等)

第10条 拠出金には、利息を附さないものとする。

2 適正化資金の運用によって生ずる法定果実については、適正化資金の管理運用に要する経費に充当するものとする。

3 拠出金と交付金に差額が生じた場合は、財政融資資金の借入に係る利払い費を除き、これを適正化資金の管理運用に要する経費に充当するものとする。

(事務費)

第11条 本連合会は、適正化資金の管理運用に要する経費に充てるため、地方連合会から賦課金を徴収するものとする。

2 前項の賦課金の額及びその算出方法等は本連合会の定款の定めるところによる。

(事務費交付金)

第12条 本連合会は、整備補修事業及び防災減災機能等強化事業に係る地方連合会の事

務に要する経費の一部について、事務費交付金を交付することができるものとする。

2 前項の事務費交付金の額その他交付手続等については別に定める。

(遵守義務)

第13条 地方連合会は、上記各条項を遵守するものとし、これに違反したときは、別に定めるところにより違約金を支払わなければならないものとする。

附則

1 この約款は、農林省構造改善局長の承認のあった日(昭和52年6月15日)から実施する。

2 第4条第1項の拠出金の納付は、当分の間、同項の規定にかかわらず、別に定める期日までとする。

附則

この約款は、昭和53年度から実施する。

附則

変更後の約款は、農林水産省構造改善局長の承認のあった日(昭和62年6月27日)から実施する。

附則

変更後の約款は、農林水産省構造改善局長の承認のあった日(平成6年10月6日)から実施する。

附則

変更後の約款は、農林水産省農村振興局長の承認のあった日(平成14年2月4日)から実施する。

附則

変更後の約款は、農林水産省農村振興局長の承認のあった日(平成17年6月28日)から実施する。

附則

変更後の約款は、農林水産省農村振興局長の承認のあった日(平成20年9月30日)から実施する。

附則

変更後の約款は、農林水産省農村振興局長の承認のあった日(平成24年3月30日)か

ら実施する。

附則

変更後の約款は、農林水産省農村振興局長の承認のあった日(平成 28 年 4 月 21 日)から実施する。

附則

変更後の約款は、農林水産省農村振興局長の承認のあった日(平成 28 年 10 月 7 日)から実施する。

附則

変更後の約款は、農林水産省農村振興局長の承認のあった日(平成 29 年 4 月 24 日)から実施する。

附則

変更後の約款は、農林水産省農村振興局長の承認のあった日(令和 4 年 4 月 18 日)から実施する。

土地改良施設維持管理適正化事業実施事務手続一覧

No	手 順		事 項
I	新規加入の 事業量調査		1) 新規加入に係る予算概算要望額のとりまとめ(実施希望事業量調査)
			2) 同上希望額の農水省提出
II	当該年度の 事業量調査		1) 当該年度実施目標の通知
			2) 当該年度の実施計画の策定(ヒアリング)
			3) 当該年度の実施計画の報告
III	加入手続等		1) 包括的加入申込み
			2) 同上承認通知
			3) 加入者台帳への登録
IV	当該年度の 事業実施 1 資金造成		
			1) 造成資金額の承認申請
			2) 同上承認
			3) 造成資金の拠出協議
			4) 拠出金の拠出
			5) 新規地区に係る拠出目標額の通知
			6) 新規地区に係る拠出金の拠出申込み
			7) 新規地区に係る拠出金額の決定通知
			8) 拠出金の拠出決定の変更協議

根 拠	機 関 経 路	時 期	備 考
細則第5条第1項（様式別途指示）	全連→県連→全連	前年度4月末	
細則第5条第2項	全連→農水省	〃 5月上旬	
細則第6条第1項	全連→県連	前年度1月末	
要領7の（1）、（2） （要領様式第2、第3）	県連、改良区等	前年度2月末	（調整）
細則第6条第3項（様式別途指示）	県連、都道府県		（協議）
	県連、農政局		（協議）
	県連、全連		（協議）
要領7の（3）	全連→農水省	前年度3月末	
細則第6条第4項			
細則第3条第1項（様式第1号）	県連→全連		
細則第3条第2項（様式第2号）	全連→県連		
細則第3条第2項（様式第3号）	全連		
要綱第2の4	全連→農水省		（補助内示 後）
	農水省→全連		
要綱第3の3	改良区等→知事 知事→改良区等		
要綱第3の2	改良区等→県連		
細則第7条（様式第4号、4号の2）	全連→県連		
拠出約款第3条	県連→全連	4月末	
細則第8条第1項（様式第5号、5号の2）	全連→県連		
細則第8条第2項（様式第6号、6号の2）	全連→県連		
細則第9条第1項（様式第7号、7号の2）	県連→全連		

No	手 順	事 項
		9) 拠出金の拠出団体の変更届 拠出金の拠出決定の変更届
		10) 拠出金の拠出決定の変更協議同意通知
		11) 当該年度実施に係る交付金交付目標額の通知
		12) 当該年度実施に係る拠出金の拠出通知
		13) 賦課金の賦課及び納入通知
		14) 賦課金の納付
	2 工事実施 地区の決定	1) 交付金の交付申請
		2) 交付金の交付決定通知
		3) 事業実施者への交付金の割当て
		4) 交付金の交付決定の変更協議
		5) 交付金の交付団体の変更届 交付金の交付決定の変更届
		6) 交付金の交付決定の変更協議同意通知
	3 交 付 金 の 交 付	1) 交付金の交付請求
		2) 交付金の交付通知
	4 実績報告	1) 実施結果の報告
		2) 運営委員会実施結果の報告

根 拠	機 関 経 路	時 期	備 考
細則第9条第2項（様式第8号）	県連→全連		
細則第9条第3項（様式第8の2号）			
細則第9条第4項（様式第9号）	全連→県連		
要領8	全連→県連		
細則第10条（様式第10号、10号の2及び10号の3）			
拠出約款第4条第1項及び第5条	県連→全連		
細則第11条（様式第10号、10号2及び10号の3の別添様式）			
拠出約款第4条	全連→県連	毎年度5月末	
細則第12条（様式第11号、11号の2及び11号の3）			
拠出約款第4条及び附則	県連→全連		
細則第13条			
要綱第6の1	改良区等→県連		(事業実施者が工事に着工する前)
要綱第6の3	県連→全連		
細則第14条（様式第12号、12号の2）			
要綱第6の4	全連→県連		
細則第15条（様式第13号、13号の2）			
要綱第6の5	県連→改良区等		知事協議が必要
細則第16条第1項（様式第14号、14号の2）	県連→全連		
細則第16条第2項（様式第15号）	県連→全連		
細則第16条第3項（様式第15の2号）			
細則第16条第4項（様式第16号）	全連→県連		
要綱第6の6	県連→全連		(工事完了地区につき竣工検査後)
細則第18条（様式第18号、18号の2）			
要綱第6の7	全連→県連		
細則第19条（様式第19号、19号の2）			
要綱第11の1	県連→全連	翌年度4月末	
要綱第11の3	全連→農水省	翌年度6月末	
要綱第11の4	全連→農水省	翌年度6月末	

土地改良施設維持管理適正化事業事務処理細則

制 定：昭和52年 8 月 8 日
最終改正：令和 4 年 4 月 11 日

(趣旨)

第 1 条 本会においては、土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和52年4月20日付け52構改B第600号農林事務次官依命通知。）に基づく事業を円滑に推進するため、同実施要綱、土地改良施設維持管理適正化事業実施要領（昭和52年4月20日付け52構改B第601号農林省構造改善局長通知。）、施設改善対策事業実施要領（昭和62年5月20日付け62構改B第500号農林水産省構造改善局長通知。）及び安全管理施設整備対策事業実施要領（平成29年3月31日付け28農振第2155号農林水産省農村振興局長通知）、その他農林水産省の関係通知ならびに全国土地改良事業団体連合会土地改良施設維持管理適正化資金拠出約款等に基づく事務処理は、この細則の定めるところによる。

(略称)

第 2 条 この細則において用いる次の表の左欄に掲げる用語（略称）は、それぞれ右欄に掲げるものをいう。

要 綱	土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和52年 4 月 20 日付け52構改B第600号農林事務次官依命通知）
要 領	土地改良施設維持管理適正化事業実施要領（昭和52年 4 月 20 日付け52構改B第601号構造改善局長通知）
体制強化要綱	土地改良区体制強化事業実施要綱（平成28年 4 月 1 日付け 27農振第2429号農林水産事務次官依命通知）
本 会	全国土地改良事業団体連合会
県 連 合 会	都道府県土地改良事業団体連合会
約 款	全国土地改良事業団体連合会土地改良施設維持管理適正化資金拠出約款
県	都道府県
事業実施者	資金拠出者で交付金を申請しようとする土地改良区等
整備補修事業	整備補修事業、施設改善対策事業及び安全管理施設整備対策事業
緊急整備補修	要領3の（3）の基準に該当する整備補修及び安全管理施設整備対策事業実施要領1の（1）の基準に該当する整備補修として行われる事業
事 業	この事業による交付金を受けて実施する土地改良施設の整備補修事業

(事業加入申込)

第3条 整備補修事業及び防災減災機能等強化事業に加入を希望する県連合会は、別紙様式第1号により包括的加入申込を本会にするものとする。

2 本会は、前項の加入申込を承認したときは、別紙様式第2号によりその旨を当該県連合会に通知するとともに、これを整備補修事業及び防災減災機能等強化事業に区分して加入者台帳（別紙様式第3号）に登載するものとする。

(診断指導を行っていない県連合会の場合)

第4条 要綱第2の6のただし書きの規定による認定を受けようとする県連合会は、前条第1項の申込をするためには、当該申込の時点までに、当該認定を受け、かつ、体制強化要綱に基づく診断指導に準じた診断指導を開始していなければならない。

2 前項の県連合会は、要綱第2の6のただし書きの規定による認定を受けようとする場合は、あらかじめ、本会と協議するものとし、当該認定を受けたときは、遅滞なくその旨を本会に通知するものとする。

3 診断指導を本会に依存しようとする県連合会は、前項の協議にあたり、別に定める様式による施設診断指導方法書を本会に提出し承諾を求めるものとする。

4 前項の診断指導を本会が行う場合は、別に定めるところにより、本会と当該連合会の間で委託契約を結ぶものとする。

(予算の概算要求)

第5条 県連合会は、新たに整備補修事業及び防災減災機能等強化事業を実施しようとする土地改良区等（当該県連合会の加入土地改良区等で新たに整備補修事業及び防災減災機能等強化事業の対象とする土地改良施設を追加しようとするものを含む。）があるときは、当該土地改良区等の実施希望事業をとりまとめて、別に定める様式による「新規事業実施要望額（予算要求調書）」を当該事業に係る適正化資金拠出を開始しようとする年度の前年度の5月末日（毎年度本会が別に期日を定めた場合は、その期日）までに本会に提出するものとする。

2 本会は、前項により県連合会から提出のあった事業実施要望額を全国的に調整したうえで「翌年度新規事業要望額（予算要求調書）」を作成し、農林水産省へ提出するものとする。

(事業需要量の報告)

第6条 県連合会は、要領7に定める事業実施計画の策定にあたっては、本会から示した目標額を基準として行うものとする。

2 前項の目標額は、毎年度国の予算案が内定した段階で前条による各県連合会の新規事業要望額等を勘案して決定するものとする。

3 要領7の(1)に定められているとおり県連合会が行う、関係都道府県、地方農政局及び本会との協議は、前年度の2月末日までに行うものとする。

4 要領7の(4)に定められているとおり、本会は、県連合会が策定した事業実施計画をとりまとめ3月末日までに農村振興局に報告するものとする。

5 前3項の規定に係わらず緊急整備補修を実施する必要がある場合には、事業実施計画の変更について、要領7の(5)に定められている別紙様式2の2により速やかに関係都道府県及び地方農政局と協議を行うものとする。

なお、本会との協議は別紙様式第7号の3により行うものとし、本会はその結果を速やかに農村振興局に報告するものとする。

6 本会は、第5項の協議につき同意する場合は、別紙様式第9号の2により通知するものとする。

(新規拠出金目標額の設定及び通知)

第7条 本会は、毎年度農林水産省から示された造成資金の額と前条第1項の事業実施計画の内の当該年度の新規加入計画とを勘案して、県連合会が当該年度から新たに拠出を開始すべき額の県連合会ごとの目標額（緊急整備補修に係るものを除く。）

を設定し、これを別紙様式第4号により、また、防災減災機能等強化事業においては目標額及び財政融資資金に係る利息を設定し、これを別紙様式第4号の2により各県連合会に通知するものとする。

(抛出金の抛出申込等)

第8条 県連合会は、前条により通知を受けた抛出金の目標額を基準として当該年度から新たに抛出を開始しようとする土地改良区等別の資金の額を決定（防災減災機能等強化事業においては、併せて財政融資資金に係る利息を決定）し、国の予算成立後速やかに約款第3条の規定による適正化資金の抛出申込みを別紙様式第5号及び第5号の2によって行うものとする。

2 本会は、前項の県連合会からの抛出申込みを受けたときは、全国的に調整の上、県連合会ごとの抛出金の額を決定し、別紙様式第6号及び第6号の2により速やかに県連合会に通知するものとする。

(抛出金の抛出決定の変更)

第9条 前条第2項により決定のあった抛出金の抛出決定につき、次の各号に掲げる変更がある場合は、要領7の(5)に定められている別紙様式第2の2及び第3の2により、関係都道府県、地方農政局及び本会と協議を行い、実施計画を変更しなければならない。

なお、本会との協議は別紙様式第7号及び第7号の2により行うものとする。

(1) 抛出対象施設の変更

(2) 整備補修又は施設整備内容の重要な変更

2 抛出団体の名称に変更があった場合は、別紙様式第8号により本会に変更届を提出するものとする。

3 第1項及び第2項に掲げる変更以外の変更があった場合は、別紙様式第8の2号により本会に変更届を提出するものとする。

4 本会は、第1項の協議につき同意する場合は、別紙様式第9号により通知するものとする。

(交付金交付目標額の通知)

第10条 要領8による交付目標額の通知は、要綱第9の1の(2)の規定のとおり、本会が、土地改良施設維持管理適正化事業運営委員会に諮り、運営委員会の答申に基づき、別紙様式第10号、防災減災機能等強化事業にあつては別紙様式第10号の2、緊急整備補修にあつては、別紙様式第10号の3によって行うものとする。

2 本会は、交付金の交付目標額を設定するにあたり約款第9条による交付金調整の特別措置を行ったときは、当該特別措置の内容を関係県連合会に通知しなければならない。

(抛出金抛出の通知)

第11条 県連合会の、約款第4条に基づく抛出金の抛出の通知は、別紙様式第10号の別添様式（抛出金抛出の通知）、防災減災機能等強化事業にあつては別紙様式第10号の2の別添様式（抛出金抛出の通知）、緊急整備補修にあつては、別紙様式第10号の3の別添様式（抛出金抛出の通知）によるものとする。

(賦課金の賦課請求)

第12条 本会は、約款第4条の抛出金に係る賦課金及び同第11条の事務費に係る賦課金の賦課請求については、別紙様式第11号、防災減災機能等強化事業に係るものにあつては、別紙様式第11号の2、緊急整備補修に係るものにあつては、別紙様式第11号の3によって前条の抛出金の抛出の通知があった後速やかに行うものとする。

(賦課金の納付等)

第13条 県連合会は、前条による本会の賦課請求に基づき、同条の賦課金を約款の

定めるところにより本会に納付するものとする。

- 2 県の財政事情等により県の補助金（要綱第2の5の補助金をいう。以下同じ）の交付が遅れるときは、県連合会は、資金拠出者の拠出金に県の補助金に見合う額の県連合会の余裕金又は借入金を加えて前条の賦課金を納付することができるものとする。ただし、この場合は、県の補助金交付が予定されていることを証する書面を添付するものとする。

（交付金交付申請）

第14条 要綱第6の3による交付金の交付申請は、別紙様式第12号（緊急整備補修にあつては、別紙様式第12号の2）によるものとする。

- 2 前項の申請は、必ずしも県内分を一括してする必要はなく、適宜分割してすることができるものとする。
- 3 交付金の交付申請の額は、本会から通知した交付目標額をこえることはできない。

（交付金の交付決定）

第15条 要綱第6の4による交付金の交付決定の通知は、別紙様式第13号（緊急整備補修にあつては、別紙様式第13号の2）によるものとする。

- 2 前項の交付決定の通知は、県連合会の申請に即し分割してすることができるものとする。

（交付金の交付決定の変更）

第16条 前条第1項により決定のあった交付金の交付決定につき、次の各号に掲げる変更がある場合は、要領7の（5）に定められたとおり、関係都道府県、地方農政局及び本会と協議を行い、事業実施計画を変更しなければならない。

なお、本会との協議は別紙様式第14号、防災減災機能等強化事業にあつては、別紙様式第14号の2により行うものとする。

- (1) 交付対象施設の変更
- (2) 整備補修又は施設整備内容の重要な変更
- 2 交付団体の名称に変更があつた場合は、別紙様式第15号により本会に変更届を提出するものとする。
- 3 第1項及び第2項に掲げる変更以外の変更があつた場合は、別紙様式第15の2号により本会に変更届を提出するものとする。
- 4 本会は、第1項の変更につき同意する場合は、別紙様式第16号により通知するものとする。

（交付金の交付決定前の着手）

第17条 事業は、原則として第15条第1項の交付金の交付決定後に着手するものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図るため、交付金の交付決定前に事業に着手する場合には、県連合会は、予め、別紙様式第17号の交付金の交付決定前着手届にその理由を明記し、本会あてに提出するものとする。

（交付金交付請求）

第18条 要綱第6の6による交付金の交付請求は、別紙様式第18号（緊急整備補修にあつては、別紙様式第18号の2）によるものとする。

- 2 前項の交付金の請求は、事業実施の実態に即して、事業実施者ごとに分割してすることができるものとする。

（交付金の交付）

第19条 前条による交付金の交付請求があつたときは、本会は当該県連合会が第13条第1項による賦課金を納付していること、防災減災機能等強化事業の加入初年度にあつては、国の補助金が納付されていることを確認のうえ、当該交付金を交

付するものとする。

- 2 前項により交付金を交付したときは、本会は別紙様式第19号（緊急整備補修にあっては別紙様式第19号の2）により当該県連合会に通知するものとする。

（補助金に係る経理の適正化）

第20条 要領7の（1）の整備補修事業又は防災減災機能等強化事業への拠出を希望する土地改良区等は、市町村からの助成金（拠出金相当額を除く）がある場合は、県連合会に報告するものとする。

- 2 整備補修事業又は防災減災機能等強化事業実施者は、市町村から助成金（拠出金相当額を除く）がある場合は、次の手続きにより県連合会に報告するものとする。

- （1）要綱第6の1の交付申請においては、要領別紙様式第4の「その他」に記載するものとする。
（2）要綱第11の実績報告においては、要領別紙様式第7の「その他」に記載するものとする。

（帳簿類の調製整理）

第21条 本会は、次の帳簿を調製し、常時整理しておくものとする。

- （1）本細則第3条第2項の「整備補修事業及び防災減災機能等強化事業の加入者台帳」
（2）要綱第8に規定する台帳（「整備補修事業及び防災減災機能等強化事業拠出金台帳」）
（3）整備補修事業及び防災減災機能等強化対策事業関係会計の「収入・支払関係帳簿」

（施設改善対策事業の様式）

第22条 施設改善対策事業に係る別紙様式は、別記1によるものとする。

（安全管理施設整備対策事業の様式）

第23条 安全管理施設整備対策事業に係る別紙様式は、別記2によるものとする。

（安全管理施設整備対策事業緊急整備補修の様式）

第24条 安全管理施設整備対策事業緊急整備補修に係る別紙様式は、別記3によるものとする。

（防災減災機能等強化事業の様式）

第25条 防災減災機能等強化事業に係る別紙様式は、別記4によるものとする。

（経過措置）

1. 要綱第3の2に基づき、平成20年度以前に改良区等拠出金を拠出した資金拠出者が行う適正化事業の取扱いについては、なお、従前の例によるものとする。

2. 改正前の第3条に基づき包括的に申込みされたものについては、なお従前の例によることとする。

附 則

この細則は、昭和52年8月8日から実施する。

附 則

変更後の細則は、昭和63年4月1日から実施する。

附 則

変更後の細則は、平成10年4月1日から実施する。

附 則

変更後の細則は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

変更後の細則は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

変更後の細則は、平成20年9月30日から実施する。

附 則

変更後の細則は、平成21年6月15日から実施する。

附 則

変更後の細則は、平成23年8月18日から実施する。

附 則

変更後の細則は、平成25年8月15日から実施する。

附 則

変更後の細則は、平成28年5月27日から実施する。

附 則

変更後の細則は、平成29年5月31日から実施する。

附 則

変更後の細則は、平成30年10月31日から実施する。

附 則

変更後の細則は、令和2年8月28日から実施する。

附 則

変更後の細則は、令和4年4月11日から実施する。

<第3条第1項関係>

別紙様式第1号（整備補修事業加入申込み）

番 号
年 月 日

全国土地改良事業団体連合会長 殿

〇〇県土地改良事業団体連合会
会長

整備補修事業の加入申込みについて

このことについて、全国土地改良事業団体連合会が行う整備補修事業の資金造成に加入
致したく申込みます。

<第3条第2項関係>

別紙様式第2号（整備補修事業加入申込みの承認通知）

番 号
年 月 日

〇〇県土地改良事業団体連合会長 殿

全国土地改良事業団体連合会
会長

整備補修事業加入申込みの承認について

年 月 日付け 第 号をもって申込みのあった標記の件について承認したので通知します。

なお、本会の資金造成については、別添の定款及び資金拠出約款等により運用することとなるのでご承知下さい。

<第3条第2項関係>

別紙様式第2号（防災減災機能等強化事業加入申込みの承認通知）

番 号
年 月 日

〇〇県土地改良事業団体連合会長 殿

全国土地改良事業団体連合会
会長

防災減災機能等強化事業加入申込みの承認について

年 月 日付け 第 号をもって申込みのあった標記の件について承認したので通知します。

なお、本会の資金造成については、別添の定款及び資金拠出約款等により運用することとなるのでご承知下さい。

<第3条第2項関係>
別紙様式第3号

整備補修事業加入者台帳

加入 事業区分 地方連合会名	加入団体数	加入申込み 番号	加入承認通知 番号	加入承認通知 年月日	備考

附記（毎年度それぞれ確定した段階で記入すること）

加 入 事 業 区 分		加入団体数			事業費		年 間 拠 出 金			年 間 交 付 金	備 考
		改良区 (含連合)	その他	計	全 体 (5年間)	年間	加入団体 拠 出 金	県補助金	計		
第Ⅰ期 (52～56年度)					千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	新規										
	計										
	延										
第Ⅱ期 (53～57年度)											
	新規										
	計										
	延										
以上 累計											
	新規										
	計										
	延										
以上 累計											
	新規										
	計										
	延										
以上 累計											
	新規										
	計										
	延										

(注)「加入団体数」の「その他」は、団体種類毎に記入すること。

＜第 7 条関係＞

別紙様式第 4 号（新規加入分の拠出目標額の通知）

番 号
年 月 日

〇〇県土地改良事業団体連合会長 殿

全国土地改良事業団体連合会
会長

年度新規土地改良施設維持管理適正化資金（整備補修事業）
拠出金の拠出目標額について（通知）

このことについては、下記のとおり予定しているので、通知します。
追って、本会の資金拠出約款第 3 条に基づく資金の拠出申込みを来る 月 日ま
でにさせていただきたくお願いします。

記

年度新規拠出金の拠出目標額

金 円也

＜第 7 条関係＞

別紙様式第 4 号の 2（新規加入分の拠出目標額の通知）

番 号
年 月 日

〇〇県土地改良事業団体連合会長 殿

全国土地改良事業団体連合会
会長

年度新規土地改良施設維持管理適正化資金（防災減災機能等強化事業）
拠出金の拠出目標額について（通知）

このことについては、下記のとおり予定しているので、通知します。
追って、本会の資金拠出約款第 3 条に基づく資金の拠出申込みを来る 月 日まで
にさせていただきたくお願いします。

記

年度 新規拠出金の拠出目標額

（単位：円）

	拠出金（利息含み）	備考
初年度		
第 2 年度		
第 3 年度		
第 4 年度		
第 5 年度		
計		

＜第8条第1項関係＞

別紙様式第5号（新規拠出金の拠出申込み）

番 号
年 月 日

全国土地改良事業団体連合会長 殿

〇〇県土地改良事業団体連合会
会長

年度新規土地改良施設維持管理適正化資金（整備補修事業）
の拠出申込みについて

このことについて、全国土地改良事業団体連合会土地改良施設維持管理適正化資金拠出
約款第3条に基づき、別紙のとおり資金の拠出申込みを致します。

別紙 年度新規土地改良施設維持管理適正化資金（整備補修事業）の拠出明細書

〇〇県土地改良事業団体連合会

土地改良区 等 団 体 名	適 正 化 事 業 加 入 施 設		診 断 実 績		整 備 補 修 の 内 容	左 の 年 次 別 実 施 計 画					拠 出 金	備 考
	施設名	数量	定期・要請 機能保全計 画の別	実施 回数		初年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度		
						千円	千円	千円	千円	千円		
〇〇改良区 計												
〇〇県計												

＜第8条第1項関係＞

別紙様式第5号の2（新規拠出金の拠出申込み）

番 号
年 月 日

全国土地改良事業団体連合会長 殿

〇〇県土地改良事業団体連合会
会長

年度新規土地改良施設維持管理適正化資金（防災減災機能等強化事業）
の拠出申込みについて

このことについて、全国土地改良事業団体連合会土地改良施設維持管理適正化資金拠出
約款第3条に基づき、下記及び別紙のとおり資金の拠出申込みを致します。

記

拠出金の内訳

（単位：円）

	拠出金	同左内訳		備考
		地方連合会会員等拠 出金（利息含み）	都道府県補助金	
初年度				
第2年度				
第3年度				
第4年度				
第5年度				
計				

別紙

年度新規土地改良施設維持管理適正化資金（防災減災機能等強化事業）
地元拠出明細書

〇〇県土地改良事業団体連合会

土地改良区 等 団 体 名	適 正 化 事 業 加 入 施 設		診 断 実 績		整 備 補 修 の 内 容	左 の 年 次 別 実 施 計 画					地元拠出金 単年度均等 ※
	施設名	数量	定期・要請 機能保全計 画の別	実施 回数		初年度	第2年 度	第3年 度	第4年 度	第5年 度	
						千円	千円	千円	千円	千円	円
〇〇改良区 計											
〇〇県計											

※地元拠出金単年度均等の欄には利息を含めた拠出金の額を円単位で記載する。

＜第 8 条第 2 項関係＞

別紙様式第 6 号（新規分の拠出金額の決定通知）

番 号
年 月 日

〇〇県土地改良事業団体連合会長 殿

全国土地改良事業団体連合会
会長

年度新規土地改良施設維持管理適正化資金（整備補修事業）
の拠出金の額の決定について

年 月 日付け 第 号をもって拠出申込みのあったことについ
ては、下記のとおり決定したので通知します。

記

金 千円也

＜第8条第2項関係＞

別紙様式第6号の2（新規分の拠出金額の決定通知）

番 号
年 月 日

〇〇県土地改良事業団体連合会長 殿

全国土地改良事業団体連合会
会長

年度新規土地改良施設維持管理適正化資金（防災減災機能等強化事業）
の拠出金の額の決定について

年 月 日付け 第 号をもって拠出申込みのあったことについて
は、下記のとおり決定したので通知します。

記

（単位：円）

	拠出金	同左内訳		備考
		地方連合会会員等 拠出金（利息含み）	都道府県補助金	
初年度				
第2年度				
第3年度				
第4年度				
第5年度				
計				

<第9条第1項関係>

別紙様式第7号（拠出金の拠出決定の変更協議）

番 号
年 月 日

全国土地改良事業団体連合会長 殿

〇〇県土地改良事業団体連合会
会長

年度^{注）1}整備補修事業拠出金の拠出決定の変更について（協議）

年 月 日付け 第 号で通知のあった拠出金の拠出決定について（ 年度加入（ 期生）、施設名： ）^{注）2} 変更の必要が生じたので、下記関係書面を添付のうえ協議いたします。

記

1. 変更理由書
2. 年度別実施変更計画書
3. 変更後の施設に係る事業費内訳（事業費）
4. 変更後の施設の施工に係る施設の位置図
5. 変更後の施設に係る現況写真
6. 加入施設調書
7. 土地改良施設の診断・管理指導結果調書（安全管理施設整備対策事業では、安全管理施設整備計画に変える）
8. その他

注）1 表題の年度は、変更協議年度を記入する。
2 対象施設が複数ある場合は、連記する。

<第9条第1項関係>

別紙様式第7号の2（拠出金の拠出決定の変更協議）

番 号
年 月 日

全国土地改良事業団体連合会長 殿

〇〇県土地改良事業団体連合会
会長

年度^{注）1}防災減災機能等強化事業
拠出金の拠出決定の変更について（協議）

年 月 日付け 第 号で通知のあった拠出金の拠出決定について（ 年度加入（ 期生）、施設名： ）^{注）2}変更の必要が生じたので、下記関係書面を添付のうえ協議いたします。

記

1. 変更理由書
2. 年度別実施変更計画書
3. 変更後の施設に係る事業費内訳（事業費）
4. 変更後の施設の施工に係る施設の位置図
5. 変更後の施設に係る現況写真
6. 加入施設調書
7. 土地改良施設の診断・管理指導結果調書
8. その他

注）1 表題の年度は、変更協議年度を記入する。
2 対象施設が複数ある場合は、連記する。

年度整備補修事業實施變更計畫書

〇〇県土地改良事業団体連合会

[illegible]

(注) 1

〈第9条第1項関係〉

年度 防災減災機能等強化事業実施変更計画書

〇〇県土地改良事業団体連合会

[illegible]

- (注) 1 変更が生じた箇所には下線を付すこと。
2 「変更等の理由」欄には必要性等を具体的に記載すること。
3 「備考」欄には、整備補修の内容が別紙 1－2 の 1 である場合には「省エネ化」、2 である場合には「防災減災」、3 である場合には「省力化」と記載すること。

＜第9条第1項関係＞
別紙様式第7号添付の加入施設調書
様式－ダム

適正化事業・新規加入施設調書

1. ダムの施設名
2. 造成主体：国営、県営、団体営、その他（ ） 管理主体：土地改良区（連合）、市町村、その他（ ） 年度、期生）
3. 造成（完成）年月： 年 月 日 千円
4. 適正化加入事業費 ha 最大取水量： m³/sec
5. 施設の受益面積：
6. 施設の規模・構造

	規 模 ・ 構 造			
総貯水量	m ³			
堤 体	型式	堤長	m	堤高 m
余 水 吐	式	延長	m	高さ m
取 水 設 備	取水塔：高さ m	ゲートの種類：	門数： 門	
		ゲートの種類：	門数： 門	
	取水ゲートの種類－1：	式	門数：	門
取水ゲートの種類－2：	式	門数：	門	
放水設備	ゲートの種類：	式	門数：	門
洪水吐	型式	越流幅	m	越流水深 m
	ゲートの種類：	式	門数：	門
開閉装置	機械式（モーター）× kW	台	油圧式	手動式
電気設備	機側操作盤（ゲート操作室内）	遠隔操作盤（管理棟内）	その他（ ）	
監視設備等	水位計	テレビカメラ	通信設備	情報処理設備
そ の 他				

様式一頭首工

適正化事業・新規加入施設調書

1. 頭首工の施設名
 2. 造成主体：国営、県営、団体営、その他（ ） 管理主体：土地改良区（連合）、市町村、その他（ ） 年度、期生）
 3. 造成（完成）年月： 年 月 日
 4. 適正化加入事業費 千円
 5. 施設の受益面積： ha 最大取水量： m^3/sec
 6. 施設の規模・構造

全体堰長： m（うち固定部堰長 m×堰高 m、可動部堰長 m×堰高 m）

可動堰種類	区分	ゲート種類	ゲート巾×高 m	門数	開閉装置			電動機 kW	備考
					機械式	油圧式	人力		
洪水吐ゲート									
土砂吐ゲート									
取水口ゲート									
その他()ゲート									
電気設備									
操作設備		機側操作盤 (ゲート操作室内)	遠隔操作盤 (管理棟内)	その他 ()					
監視設備等		水位計	テレビカメラ	通信設備	情報処理設備				
発動・発電装置									
その他									

様式一揚水機場

適正化事業・新規加入施設調書

1. 揚水機場の施設名
2. 造成主体：国営、県営、団体営、その他（ ） （ 年度、 期生）
3. 造成（完成）年月： 年 月 日 千円
4. 適正化加入事業費 ha 最大取水量： m³/sec
5. 施設の受益面積：
6. 施設の規模・構造

仕様 機別	種 類	口 径 mm	全 揚 高 m	回転数 min ⁻¹	吐 出 量 m ³ /min	台 数	原 動 機			備 考
							モーター・エンジン別	kW・PS	回転数 min ⁻¹	
主ポンプ										
補助機器・ 配電設備等	高圧受電設備		低圧受電設備							
上屋の構造										
運転方式	手動操作	一人制御（連動操作）	センサー制御（設定値制御）		自動制御（フィードバック制御）					
操作場所	機側操作	遠隔操作	遠方操作							
その他 付帯設備										

様式一排水機場

適正化事業・新規加入施設調書

1. 排水機場の施設名
2. 造成主体：国営、県営、団体営、その他（ ） （ 年度、期生）
3. 造成（完成）年月： 年 月 日 千円
4. 適正化加入事業費 ha 最大取水量： m³/sec
5. 施設の流域面積：
6. 施設の規模・構造

仕様 機別	種 類	口 径 mm	全 揚 高 m	回転数 min ⁻¹	吐 出 量 m ³ /min	台 数	原 動 機			備 考
							モーター・エンジン別	kW・PS	回転数 min ⁻¹	
主ポンプ										
補助機器・配電設備等	高圧受電設備	低圧受電設備								
上屋の構造										
運転方式	手動操作	一人制御（連動操作）	センサー制御（設定値制御）	自動制御（フリーバック制御）						
操作場所	機側操作	遠隔操作	遠方操作							
その他付帯設備										

様式一用排水路

適正化事業・新規加入施設調書

1. 用排水路の施設名
2. 造成主体：国営、県営、団体営、その他（ ） （ 年度、 期生）
3. 造成（完成）年月： 年 月 日 （ ）
4. 適正化加入事業費 千円 面積： ha 最大取水量： m³/sec
5. 施設の受益（流域）
6. 施設の規模・構造

区分		規模等	標準断面図
水路型式 水路延長 幅員 高さ 水路勾配	式		
	延長	m	
	幅員	m～ m	
	高さ	m～ m	
	勾配	/ ～ /	
適正化事業 補修整備延長距離		m	
その他の 付帯施設等			

様式一樋水門

適正化事業・新規加入施設調書

1. 樋水門の施設名
2. 造成主体：国営、県営、団体営、その他（ ） （ 年度、 期生）
3. 造成（完成）年月： 年 月 日 千円
4. 適正化加入事業費 ha 最大取水量： m³/sec
5. 施設の受益面積：
6. 施設の規模・構造

ゲートの種類	ゲート巾×高 m	門数	開閉装置			電動機 kW	備考
			機械式	油圧式	人力		
電気設備							
操作設備	機側操作盤（ゲート操作室内）	遠隔操作盤（管理棟内）	その他（ ）				
監視設備等	水位計	テレビカメラ	通信設備	情報処理設備			
その他							

様式一ため池

適正化事業・新規加入施設調書

1. ため池の施設名
2. 造成主体：国営、県営、団体営、その他（ ） 管理主体：土地改良区（連合）、市町村、その他（ 年度、期生）
3. 造成（完成）年月： 年 月 日 千円
4. 適正化加入事業費 ha 最大取水量： m³/sec
5. 施設の受益面積：
6. 施設の規模・構造

	規 模 ・ 構 造					
総 貯 水 量	m ³					
堤 体	型式	堤長	m	堤高	m	天端幅 m
洪 水 吐	式	延長	m	高さ	m	幅員 m
取 水 塔	高さ	m	ゲートの種類：		門数：	門
取 水 樋 門	斜樋長	m（材質：		）		管径：
	ゲートの種類：					
開 閉 装 置	底樋長	m（材質：		）		
	機械式（モーター	kW	手動式			
電 気 設 備	機側操作盤（ゲート操作室内）	遠隔操作盤（管理棟内）		その他（ ）		
監視設備等	水位計	テレビカメラ	通信設備	情報処理設備		
そ の 他						

適正化事業・新規加入施設調書

1. 畑かんの施設名：下記参照
 2. 造成主体（完成）年：下記参照
 3. 造成（完成）年：下記参照
 4. 適正化加入事業費
 5. 施設の受益面積：
 6. 施設の規模・構造

管理主体：土地改良区（連合）、市町村、その他（ ）

千円

ha

（ 年度、 期生）

(1) 揚水機場、中継加圧機場

仕様 機場名	造成 主体	造成 年度	種 (ポンプ型式名)	類	口径 mm	全揚程 実揚程 m	回転数 min-1	最大揚水量 m ³ /min	原 動 機			附帯施設等
									型 式	名	kW・PS	

(2) 管水路

幹支線名	規 模					等	
	水路延長(m)	口 径(mm)	管 種	通水量(m ³ /s)	その他・附帯施設等	(空気弁、排泥弁、制水弁、流量計等)	

注) 標準断面図等は必要に応じて添付すること

(3) ファームポンド

名 称	規 模			構 造		等	
	有効貯水量(m ³)	構 造	内径寸法(m)	有効水深(m)	その他附帯設備	(電気設備、監視設備等)	

注) 「規模・構造等」の「構造」には、RC、PC、鋼製、ライニング構造等を記入する。

<第9条第1項関係>

別紙様式第7号添付の土地改良施設の診断・管理指導結果調書

土地改良施設の診断・管理指導結果調書

1 診断・管理指導及び対象施設の概要

土地改良区等名			
種 目		種 類	
区 分	定 期・要 請	診断年月日	年 月 日
診断者氏名		立会人・職・氏名	

(記載要領) 注)

- 1 「種目」欄には、例えば、ダム、頭首工、用水機、排水機等を記載すること。
- 2 「種類」欄には、種目にしたがって、〇〇ダム、△△頭首工等を記載すること。
- 3 「区分」欄には、「定期」又は「要請」のいずれかを○で囲むこと。

2 施設別診断・管理指導所見

診断・管理 指 導 項 目	所 見

(記載要領) 注)

- 1 「診断・管理指導項目」欄には、種類ごとに、管理専門指導員が行った具体的な診断の内容について、別添の「土地改良施設診断の評価基準」の評価基準の区分に従い記載する。
- 2 「所見」欄には、診断・管理指導項目ごとに、別添の「土地改良施設診断の評価基準」の評価基準の区分に従い、その留意、改善すべき事項及び評価点に基づく緊急度（k 1～k 4）等を記載する。

3 総合所見

--

(記載要領) 注)

当該土地改良区等の土地改良施設の管理方法について、総合的な所見(留意、改善すべき事項等)を記載する。

注) 上記1から3の項目の記載要領は、提出時に消去してください。

<第6条第5項関係>

別紙様式第7号の3（緊急整備補修の協議）

番 号
年 月 日

全国土地改良事業団体連合会長 殿

〇〇県土地改良事業団体連合会
会長

年度^注 整備補修事業（緊急整備補修）について（協議）

このことについて下記関係書面を添付のうえ協議いたします。

記

1. 緊急整備補修理由書
2. 年度別実施変更計画書
3. 緊急整備補修対象施設に係る事業費内訳（事業費）
4. 緊急整備補修対象施設の位置図
5. 緊急整備補修対象施設に係る現況写真
6. 加入施設調書
7. 土地改良施設の診断・管理指導結果調書（安全管理施設整備対策事業では、安全管理施設整備計画に変える）

注）表題の年度は、協議年度を記入する。

〈第6条第5項関係〉

年度適正化事業實施變更計畫書

〇〇県土地改良事業団体連合会

[illegible]

- (注) 1 変更が生じた箇所には下線を付すこと。
2 「変更等の理由」欄には必要性等を具体的に記載すること。
3 「備考」欄には、整備補修の内容が土地改良施設維持管理
「設」、3の一部である場合には「更」と記載する。

＜第9条第2項関係＞

別紙様式第8号（拠出金の拠出団体の変更届）

番 号
年 月 日

全国土地改良事業団体連合会長 殿

〇〇県土地改良事業団体連合会長
会長

年度^注 整備補修事業拠出金の拠出団体の変更について（届出）

年 月 日付け 第 号で通知のあった拠出金の拠出決定に
ついて、拠出団体の名称に変更があったので、下記関係書面を添付のうえ届出します。

記

1. 変更内容

（1）名 称

区 分	団 体 名 称
変 更 前	
変 更 後	

（2）理 由

注）表題の年度は、届出の年度を記入する。

<第9条第3項関係>

別紙様式第8号の2（拠出金の拠出決定の変更届）

番 号
年 月 日

全国土地改良事業団体連合会長 殿

〇〇県土地改良事業団体連合会長
会長

年度^{注）1}整備補修事業拠出金の拠出決定の変更について（届出）

年 月 日付け 第 号で通知のあった拠出金の拠出決定
（ 年度加入（ 期生）、施設名： ）^{注）2}に変更があったので、下記
関係書面を添付のうえ届出します。

記

1. 変更理由書
2. 年度別実施変更計画書
（別紙様式第7号添付の年度別実施変更計画書）

以下、必要があれば添付する
3. 土地改良施設の診断・管理指導結果調書
4. 変更後の施設に係る事業費内訳（事業費）
5. その他

注）1 表題の年度は、届出の年度を記入する。
2 対象施設が複数ある場合は、連記する。

＜第 9 条第 4 項関係＞

別紙様式第 9 号（拠出金の拠出決定の変更協議同意通知）

番 号
年 月 日

〇〇県土地改良事業団体連合会長 殿

全国土地改良事業団体連合会
会長

年度^{注) 1} 整備補修事業拠出金の拠出決定の変更について（同意）

年 月 日付け 第 号で協議のあった拠出金の拠出決定の変更について（ 年度加入（ 期生）、施設名： ）^{注) 2} は、同意します。

注) 1 表題の年度は、変更協議年度を記入する。
2 対象施設が複数ある場合は、連記する。

＜第6条第6項関係＞

別紙様式第9号の2（緊急整備補修協議同意通知）

番 号
年 月 日

〇〇県土地改良事業団体連合会長 殿

全国土地改良事業団体連合会
会長

年度^注 整備補修事業（緊急整備補修）について（同意）

年 月 日付け 第 号で協議のあった整備補修事業（緊急整備補修）については、同意します。

注）表題の年度は、協議年度を記入する。

＜第 10 条第 1 項関係＞

別紙様式第 10 号（交付金交付目標額の通知）

番 号
年 月 日

〇〇県土地改良事業団体連合会長 殿

全国土地改良事業団体連合会
会長

年度整備補修事業交付金の交付目標額の通知について

このことについては、下記のとおり交付目標額を設定したので、通知します。
追って、この交付金に係る貴連合会の拠出金について、別添様式により御通知方お願いします。

記

（単位：円）

加入年度	交 付 目 標 額
年度	
〃	
〃	
〃	
〃	
計	

<第 11 条関係>

別紙様式第 10 号の別添様式（拠出金を拠出する旨の通知）

番 号
年 月 日

全国土地改良事業団体連合会長 殿

〇〇県土地改良事業団体連合会
会長

年度整備補修事業拠出金の拠出について

このことについて、全国土地改良事業団体連合会土地改良施設維持管理適正化資金拠出
約款第 4 条に基づく拠出金を下記のとおり拠出致します。

記

金 円也

（拠出金明細）

（単位：千円）

加入年度別 拠出金明細		年度	〃	〃	〃	〃	計
地方連合会会員等拠出金							
地方公共団 体 補 助 金	都道府県						
合 計							

＜第 10 条第 1 項関係＞

別紙様式第 10 号の 2（交付金交付目標額の通知）

番 号
年 月 日

〇〇県土地改良事業団体連合会長 殿

全国土地改良事業団体連合会
会長

年度防災減災機能等強化事業
交付金の交付目標額の通知について

このことについては、下記のとおり交付目標額を設定したので、通知します。
追って、この交付金に係る貴連合会の拠出金について、別添様式により御通知方お願いします。

記

（単位：円）

加入年度	交 付 目 標 額
年度	
〃	
〃	
〃	
〃	
計	

<第 11 条関係>

別紙様式第 10 号の 2 の別添様式（拠出金を拠出する旨の通知）

番 号
年 月 日

全国土地改良事業団体連合会長 殿

〇〇県土地改良事業団体連合会
会長

年度防災減災機能等強化事業拠出金の拠出について

このことについて、全国土地改良事業団体連合会土地改良施設維持管理適正化資金拠出
約款第 4 条に基づく拠出金を下記のとおり拠出致します。

記

金 円也

（拠出金明細）

（単位：円）

加入年度別 拠出金明細		年度	〃	〃	〃	〃	計
地方連合会会員等拠出金							
	うち利息相当額						
地方公共団 体補助金	都道府県						
合 計							

＜第 10 条第 1 項関係＞

別紙様式第 10 号の 3（緊急整備補修交付金交付目標額の通知）

番 号
年 月 日

〇〇県土地改良事業団体連合会長 殿

全国土地改良事業団体連合会
会長

年度整備補修事業（緊急整備補修）
交付金の交付目標額の通知について

このことについては、下記のとおり交付目標額を設定したので、通知します。
追って、この交付金に係る貴連合会の拠出金について、別添様式により御通知方
願います。

記

（単位：円）

事業費	交付金額	拠 出 金 区 分		
		緊急整備補修 拠 出 金	新規加入資金 拠出者拠出金	拠出金合計

<第 11 条関係>

別紙様式第 10 号の 3 の別添様式（緊急整備補修拠出金を拠出する旨の通知）

番 号
年 月 日

全国土地改良事業団体連合会長 殿

〇〇県土地改良事業団体連合会
会長

年度整備補修事業（緊急整備補修）拠出金の拠出について

このことについて、全国土地改良事業団体連合会土地改良施設維持管理適正化資金拠出
約款第 4 条に基づく拠出金を下記のとおり拠出致します。

記

金 円也

（拠出金明細）

（単位：円）

加入年度別 拠出金明細		緊急整備補修 拠 出 金	新規加入資金 拠出者拠出金	計
地方連合会会員等拠出金				
地方公共団 体 補 助 金	都道府県			
合 計				

<第 12 条関係>

別紙様式第 11 号（拠出金に係る賦課金の賦課及び納入通知）

番 号
年 月 日

〇〇県土地改良事業団体連合会長 殿

全国土地改良事業団体連合会
会長

年度整備補修事業特別賦課金の賦課及び納入通知について

全国土地改良事業団体連合会土地改良施設維持管理適正化資金拠出約款第 4 条の規定による拠出金を、全国土地改良事業団体連合会定款第 13 条第 3 項の規定に基づき、下記 1 のとおり賦課します。

追って、この賦課金は、下記 2 及び 3 により指定の期日までに指定の金融機関に振込んでくださるようお願いいたします。

記

1. 年度整備補修事業

特別賦課金 金 円

内 訳

(1) 事業費賦課金 円

(加入年度別内訳)

年度加入分 円

年度加入分 円

年度加入分 円

年度加入分 円

年度加入分 円

(2) 事務費賦課金 円

2. 納付期限 年 月 日

3. 振込指定金融機関

(1) 金融機関

金融機関名	預金種目	口座番号

(2) 預金口座名義人

全国土地改良事業団体連合会

＜第 12 条関係＞

別紙様式第 11 号の 2（拠出金に係る賦課金の賦課及び納入通知）

番 号
年 月 日

〇〇県土地改良事業団体連合会長 殿

全国土地改良事業団体連合会
会長

年度防災減災機能等強化事業
特別賦課金の賦課及び納入通知について

全国土地改良事業団体連合会土地改良施設維持管理適正化資金拠出約款第 4 条の規定による拠出金を、全国土地改良事業団体連合会定款第 13 条第 3 項の規定に基づき、下記 1 のとおり賦課します。

追って、この賦課金は、下記 2 及び 3 により指定の期日までに指定の金融機関に振込んでくださるようお願いします。

記

1. 年度防災減災機能強化事業

特別賦課金 金 円

内 訳

(1) 事業費 賦課金 円

〃 財政融資資金貸付金利に基づく利息 円

(加入年度別内訳)

年度加入分	円
〃 財政融資資金貸付金利に基づく利息	円
年度加入分	円
〃 財政融資資金貸付金利に基づく利息	円
年度加入分	円
〃 財政融資資金貸付金利に基づく利息	円
年度加入分	円
〃 財政融資資金貸付金利に基づく利息	円
年度加入分	円
〃 財政融資資金貸付金利に基づく利息	円

(2) 事務費 賦課金 円

2. 納付期限 年 月 日

3. 振込指定金融機関

(1) 金融機関

金融機関名	預金種目	口座番号

(2) 預金口座名義人

全国土地改良事業団体連合会

<第 12 条関係>

別紙様式第 11 号の 3（緊急整備補修拠出金に係る賦課金の賦課及び納入通知）

番 号
年 月 日

〇〇県土地改良事業団体連合会長 殿

全国土地改良事業団体連合会
会長

年度整備補修事業（緊急整備補修）
特別賦課金の賦課及び納入通知について

全国土地改良事業団体連合会土地改良施設維持管理適正化資金拠出約款第 4 条の規定による拠出金を、全国土地改良事業団体連合会定款第 13 条第 3 項の規定に基づき、下記 1 のとおり賦課します。

追って、この賦課金は、下記 2 及び 3 により指定の期日までに指定の金融機関に振込んでくださるようお願いします。

記

1. 年度整備補修事業（緊急整備補修）
特別賦課金 金 円

内 訳
(1) 事業費賦課金 円

(単位：円)

賦 課 金 区 分	金 額
緊 急 整 備 補 修 拠 出 金	
新規加入資金拠出者拠出金	
計	

(2) 事務費賦課金 円

2. 納付期限 年 月 日

3. 振込指定金融機関

(1) 金融機関

金融機関名	預金種目	口座番号

(2) 預金口座名義人
全国土地改良事業団体連合会

<第 14 条第 1 項関係>

別紙様式第 12 号（交付金交付申請書）

番 号
年 月 日

全国土地改良事業団体連合会長 殿

〇〇県土地改良事業団体連合会
会長

年度整備補修事業交付金交付申請書

このことについて、土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱第 6 の 3 により、下記のとおり交付金の交付を申請致します。

記

1. 交付申請額 金 円也

（加入年度別内訳）

（単位：千円）

加入年度	A 交 付 目 標 額	B 既 交 付 申 請 額	C 今 回 交 付 申 請 額	A - (B + C) 差 引 額
年度				
〃				
〃				
〃				
〃				
計				

2. 地区別交付額 別表のとおり

別表

地区別交付額

(単位：千円)

加入年度別	土地改良区等団体名	事業費	交付予定額
年度			
小計			
年度			
小計			
年度			
小計			
年度			
小計			
年度			
小計			
年度			
小計			
合計	地区		

<第 14 条第 1 項関係>

別紙様式第 12 号の 2（緊急整備補修交付金交付申請書）

番 号
年 月 日

全国土地改良事業団体連合会長 殿

〇〇県土地改良事業団体連合会
会長

年度整備補修事業（緊急整備補修）交付金交付申請書

このことについて、土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱第 6 の 3 により、下記のとおり交付金の交付を申請致します。

記

1. 交付申請額 (単位:円)

A. 交付目標額	B. 既交付申請額	C. 今回交付申請額	差引額 A - (B + C)

2. 地区別交付額 (単位:円)

土地改良区等団体名	事業費	交付予定額

＜第 15 条第 1 項関係＞

別紙様式第 13 号（交付金の交付決定通知）

番 号
年 月 日

〇〇県土地改良事業団体連合会長 殿

全国土地改良事業団体連合会
会長

年度整備補修事業交付金の交付決定について

年 月 日付け 第 号をもって申請のあった 年度
整備補修事業交付金を下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 整備補修事業に要する交付金は、次のとおり決定する。

（単位：千円）

加入年度別	交付決定額	交付申請額
年度		
〃		
〃		
〃		
〃		
計		

- 2 実施要綱第 11 に基づき、毎年度の整備補修事業の実施結果を実施要領 13 の別紙様式 7 により翌年度の 4 月末日までに、本会に報告しなければならない。

3 適正化資金の交付を受けた者（事業実施者）は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適化法」という。）、土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和 31 年 8 月 13 日付け 31 農地第 3966 号。）、土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和 52 年 4 月 20 日付け 52 構改 B 第 600 号。）及び土地改良施設維持管理適正化事業実施要領（昭和 52 年 4 月 20 日付け 52 構改 B 第 601 号。）に従わなければならない。

4 適正化資金の交付を受けた者（事業実施者）は、適正化事業の収入及び支出に関する帳簿並びに全ての証拠書類を備え、適正化事業終了の翌年度から起算して 5 か年間整備保管しなければならない。

また、適正化資金の交付を受けた者（事業実施者）は、市町村からの助成の使途を明らかにすると共に、他の経理と明確に区分し、常にその収支の状況を明らかにしなければならない。

5 事業実施者は、実績報告（適化法第 14 条の規定による報告をいう。）を行うに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

6 事業実施者は、実績報告の提出後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告において前記 5 により減額した場合にあっては、その金額が減じた金額を上回る部分の金額）を速やかに本会に報告するとともに、その後の処理については本会の指示によるものとする。

また、事業実施者は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、補助金等の額の確定の日の翌年 6 月 30 日までに、本会に報告しなければならない。

7 県連合会は、上記 4 から 6 までを事業実施者への交付決定の際に通知し、啓発しなければならない。

＜第 15 条第 1 項関係＞

別紙様式第 13 号の 2（緊急整備補修交付金の交付決定通知）

番 号
年 月 日

〇〇県土地改良事業団体連合会長 殿

全国土地改良事業団体連合会
会長

年度整備補修事業（緊急整備補修）交付金の交付決定について

年 月 日付け 第 号をもって申請のあった 年度
整備補修事業（緊急整備補修）交付金を下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 整備補修事業（緊急整備補修）に要する交付金は、次のとおり決定する。

（単位：円）

交付決定額	交付申請額

- 2 実施要綱第 11 に基づき、毎年度の整備補修事業の実施結果を実施要領 13 の別紙様式 7 により翌年度の 4 月末日までに、本会に報告しなければならない。
- 3 適正化資金の交付を受けた者（事業実施者）は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適化法」という。）、土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和 31 年 8 月 13 日付け 31 農地第 3966 号。）、土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和 52 年 4 月 20 日付け 52 構改 B 第 600 号。）及び土地改良施設維持管理適正化事業実施要領（昭和 52 年 4 月 20 日付け 52 構改 B 第 601 号。）に従わなければならない。
- 4 適正化資金の交付を受けた者（事業実施者）は、適正化事業の収入及び支出に関する帳簿並びに全ての証拠書類を備え、適正化事業終了の翌年度から起算して 5 か年間整備保管し

なければならない。

また、適正化資金の交付を受けた者（事業実施者）は、市町村からの助成の使途を明らかにすると共に、他の経理と明確に区分し、常にその収支の状況を明らかにしなければならない。

- 5 事業実施者は、実績報告（適化法第 14 条の規定による報告をいう。）を行うに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 6 事業実施者は、実績報告の提出後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告において前記 5 により減額した場合にあっては、その金額が減じた金額を上回る部分の金額）を速やかに本会に報告するとともに、その後の処理については本会の指示によるものとする。

また、事業実施者は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、補助金等の額の確定の日の翌年 6 月 30 日までに、本会に報告しなければならない。

- 7 県連合会は、上記 4 から 6 までを事業実施者への交付決定の際に通知し、啓発しなければならない。

＜第 16 条第 1 項関係＞

別紙様式第 14 号（交付金の交付決定の変更協議）

番 号
年 月 日

全国土地改良事業団体連合会長 殿

〇〇県土地改良事業団体連合会
会長

年度^{注）1}整備補修事業交付金の交付決定の変更について（協議）

年 月 日付け 第 号で通知のあった交付金の交付決定について（ 年度加入（ 期生）、施設名： ）^{注）2}変更の必要が生じたので、下記関係書面を添付のうえ協議致します。

記

1. 変更理由書
2. 年度別実施変更計画書
3. 変更後の施設に係る事業費内訳（事業費）
4. 変更後の施設の施工に係る施設の位置図
5. 変更後の施設に係る現況写真
6. 加入施設調書
7. 土地改良施設の診断・管理指導結果調書（安全管理施設整備対策事業では、安全管理施設整備計画に変える）
8. その他

注）1 表題の年度は、事業実施年度を記入する。
2 対象施設が複数ある場合は、連記する。

＜第 16 条第 1 項関係＞

別紙様式第 14 号の 2（交付金の交付決定の変更協議）

番 号
年 月 日

全国土地改良事業団体連合会長 殿

〇〇県土地改良事業団体連合会
会長

年度^{注）1}防災減災機能等強化事業
交付金の交付決定の変更について（協議）

年 月 日付け 第 号で通知のあった交付金の交付決定について（ 年度加入（ 期生）、施設名： ）^{注）2}変更の必要が生じたので、下記関係書面を添付のうえ協議致します。

記

1. 変更理由書
2. 年度別実施変更計画書
3. 変更後の施設に係る事業費内訳（事業費）
4. 変更後の施設の施工に係る施設の位置図
5. 変更後の施設に係る現況写真
6. 加入施設調書
7. 土地改良施設の診断・管理指導結果調書
8. その他

注) 1 表題の年度は、事業実施年度を記入する。
2 対象施設が複数ある場合は、連記する。

〈第16条第1項関係〉

年度整備補修事業実施変更計画書

〇〇県土地改良事業団体連合会

[illegible]

- (注) 1 変更が生じた箇所には下線を付すこと。
2 「変更等の理由」欄には必要性等を具体的に記載すること。
3 「備考」欄には、整備補修の内容が土地改良施設維持管理事業適正化事業実施要領の別紙 1 の 2 の設備改善である場合には「設」、3 の一部更新である場合には「更」と記載する。

〈第16条第1項関係〉

年度 防災減災機能等強化事業実施変更計画書

〇〇県土地改良事業団体連合会

[illegible]

- (注) 1 変更が生じた箇所には下線を付すこと。
2 「変更等の理由」欄には必要性等を具体的に記載すること。
3 「備考」欄には、整備補修の内容が別紙 1－2 の 1 である場合には「省エネ化」、2 である場合には「防災減災」、3 である場合には「省力化」と記載すること。

<第16条第1項関係>

別紙様式第14号及び14号の2添付の土地改良施設の診断・管理指導結果調書

土地改良施設の診断・管理指導結果調書

1 診断・管理指導及び対象施設の概要

土地改良区等名			
種 目		種 類	
区 分	定 期 ・ 要 請	診断年月日	年 月 日
診断者氏名		立会人・職・氏名	

(記載要領) 注)

- 1 「種目」欄には、例えば、ダム、頭首工、用水機、排水機等を記載すること。
- 2 「種類」欄には、種目にしたがって、〇〇ダム、△△頭首工等を記載すること。
- 3 「区分」欄には、「定期」又は「要請」のいずれかを○で囲むこと。

2 施設別診断・管理指導所見

診断・管理 指導項目	所 見

(記載要領) 注)

- 1 「診断・管理指導項目」欄には、種類ごとに、管理専門指導員が行った具体的な診断の内容について、別添の「土地改良施設診断の評価基準」の評価基準の区分に従い記載する。
- 2 「所見」欄には、診断・管理指導項目ごとに、別添の「土地改良施設診断の評価基準」の評価基準の区分に従い、その留意、改善すべき事項及び評価点に基づく緊急度（k 1～k 4）等を記載する。

3 総合所見

--

(記載要領) 注)

当該土地改良区等の土地改良施設の管理方法について、総合的な所見(留意、改善すべき事項等)を記載する。

注) 上記1から3の項目の記載要領は、提出時に消去のこと。

＜第 16 条第 2 項関係＞

別紙様式第 15 号（交付金の交付団体の変更届）

番 号
年 月 日

全国土地改良事業団体連合会長 殿

〇〇県土地改良事業団体連合会長
会長

年度^注 整備補修事業交付金の交付団体の変更について（届出）

年 月 日付け 第 号で通知のあった交付金の交付決定について交付団体の名称に変更があったので、下記関係書面を添付のうえ届出します。

記

1. 変更内容

（1）名 称

区 分	団 体 名 称
変 更 前	
変 更 後	

（2）理 由

注）表題の年度は、事業実施年度を記入する。

<第 16 条第 3 項関係>

別紙様式第 15 の 2 号（交付金の交付決定の変更届）

番 号
年 月 日

全国土地改良事業団体連合会長 殿

〇〇県土地改良事業団体連合会長
会長

年度^{注）1}整備補修事業交付金の交付決定の変更について（届出）

年 月 日付け 第 号で通知のあった交付金の交付決定に
ついて（ 年度加入（ 期生）、施設名： ）^{注）2}変更があったので、
下記関係書面を添付のうえ届出します。

記

1. 変更理由書
2. 年度別実施変更計画書
（別紙様式 14 号添付の年度別実施変更計画書）

以下、必要があれば添付する
3. 変更後の施設に係る事業費内訳（事業費）
4. 土地改良施設の診断・管理指導結果調書

注）1 表題の年度は、事業実施年度を記入する。

2 対象施設が複数ある場合は、連記する。

＜第 16 条第 4 項関係＞

別紙様式第 16 号（交付金の交付決定の変更協議同意通知）

番 号
年 月 日

〇〇県土地改良事業団体連合会長 殿

全国土地改良事業団体連合会
会長

年度^{注）1}整備補修事業交付金の交付決定の変更について（同意）

年 月 日付け 第 号で協議のあった交付金の交付決定の変更について（ 年度加入（ 期生）、施設名： ）^{注）2}は、同意します。

注）1 表題の年度は、事業実施年度を記入する。

2 対象施設が複数ある場合は連記する。

<第 17 条関係>

別紙様式第 17 号（交付金の交付決定前着手届）

番 号
年 月 日

全国土地改良事業団体連合会会長 殿

〇〇県土地改良事業団体連合会
会長

年度^{注)} 整備補修事業交付金の交付決定前着手届について

交付金の交付決定前着手の必要が生じたので下記関係書面を添付のうえ提出します。

記

- 1 年度整備補修事業交付金の交付決定前着手届

注) 表題の年度は、事業実施年度を記入する。

<第 17 条関係>

別紙様式第 17 号添付の交付金の交付決定前着手届

番 号
年 月 日

〇〇県土地改良事業団体連合会 会長殿

(事業実施主体名) 〇〇〇〇

年度^{注)} 整備補修事業交付金の交付決定前着手届

土地改良施設維持管理適正化事業事務処理細則第 17 条の規定に基づき、別添実施計画に基づく適正化事業について、下記条件を了承の上、交付金の交付決定前に着手したいので、提出する。

記

- 1 交付金の交付決定を受けるまでの期間内に、天変地異等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付金の交付決定を受けた交付金額が、交付申請又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 着手から交付金の交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

別添

事業実施主体

① 事業実施団体名

② 加入年度

③ 施設名

整備補修の内容	着手予定年月日	完了予定年月日	理 由

注) 表題の年度は、事業実施年度を記入する。

<第18条第1項関係>

別紙様式第18号（交付金の交付請求書）

番 号
年 月 日

全国土地改良事業団体連合会長 殿

〇〇県土地改良事業団体連合会
会長

年度整備補修事業交付金の交付請求書

年 月 日付け 第 号（及び 年 月 日付け第 号）^{注）1}

をもって交付決定通知のあった整備補修事業について、申請のとおり事業を実施したので、別添のとおり交付金明細書及び竣功検査報告書の写しを添付のうえ、下記のとおり交付金の交付を請求致します。

記

金 円也

（単位：千円）

加 入 年 度	㉠ 交付目標額 ^{注）2}	㉡ 既 交 付 金 請 求 額	㉢ 今 回 交 付 金 請 求 額	㉠-（㉡+㉢） 差 引 額
年 度				
〃				
〃				
〃				
〃				
計				

注）1 （ ）書きは交付決定通知が複数ある場合に記載し、それ以外の場合は削除する。

2 交付決定額が変更となった場合は、「交付目標額」を「交付決定額」に変える。

別添

交付金明細書

加 入 年 度	土地改良区等 団 体 名	事 業 費 (確定額)	交 付 金 (確定額)	交付金の交付決定額		備 考
				事 業 費	交付決定額	
		円	円	円	円	
	加入年度毎計			—	—	
計				—	—	

(注) 1 「事業費（確定額）」は実施事業費を記載すること。

2「交付金の交付決定額」の「事業費」及び「交付決定額」は、「事業費（確定額）」及び「交付金（確定額）」と異なる場合に記載すること。

3 「交付金明細書」は、1 地区毎に記載すること。また、加入が複数年度に及ぶ場合は、「備考」の欄に相手の加入年度を記載すること。

<第18条第1項関係>

別紙様式第18号の2（緊急整備補修交付金の交付請求書）

番 号
年 月 日

全国土地改良事業団体連合会長 殿

〇〇県土地改良事業団体連合会
会長

年度整備補修事業（緊急整備補修）交付金の交付請求書

年 月 日付け 第 号（及び 年 月 日付け第 号）^{注）}をもって、交付決定通知のあった整備補修事業について、申請のとおり事業を実施したので、別添のとおり交付金明細書及び竣功検査報告書の写しを添付のうえ、下記のとおり交付金の交付を請求致します。

記

金

円也

（単位：円）

A 交付目標額	B 既 交 付 金 請 求 額	C 今 回 交 付 金 請 求 額	A－（B＋C） 差 引 額

注）（ ）書きは交付決定通知が複数ある場合に記載し、それ以外の場合は削除する。

別添

交 付 金 明 細 書

(単位：円)

土地改良区等 団 体 名	事 業 費 (確定額)	交 付 金 (確定額)	交付金の交付決定額		備 考
			事 業 費	交付決定額	
計					

(注) 1 「事業費（確定額）」は実施事業費を記載すること。

2 「交付金の交付決定額」の「事業費」及び「交付決定額」は、「事業費（確定額）」及び「交付金（確定額）」と異なる場合に記載すること。

＜第 19 条第 2 項関係＞

別紙様式第 19 号（事業費交付金の交付通知）

番 号
年 月 日

〇〇県土地改良事業団体連合会長 殿

全国土地改良事業団体連合会
会長

年度整備補修事業交付金交付について（通知）

年 月 日付け 第 号で請求のあった標記事業の交付金を下記
のとおり交付することとし、別途送金したので、通知します。

記

今回の交付額 金 円也

（内訳）

（単位：千円）

加入年度	㊤ 交 付 目 標 額	㊦ 既 交 付 額	㊧ 今 回 交 付 額	㊤－(㊦+㊧) 差 引 額
年度				
〃				
〃				
〃				
〃				
計				

<第 19 条第 2 項関係>

別紙様式第 19 号の 2（緊急整備補修交付金の交付通知）

番 号
年 月 日

〇〇県土地改良事業団体連合会長 殿

全国土地改良事業団体連合会
会長

年度整備補修事業（緊急整備補修）交付金の交付について（通知）

年 月 日付け 第 号で請求のあった標記事業の交付金を下記の
とおり交付することとし、別途送金したので、通知します。

記

金

円

（単位：円）

A 交 付 目 標 額	B 既 交 付 額	C 今 回 交 付 額	A－（B＋C） 差 引 額

別記 1

施設改善対策事業に係る様式は、次のように改めるものとする。

No.	手 続 根 拠	様 式 番 号	改める部分	改 め る 内 容
1	第3条第1項 第3条第2項	別紙様式第1号 別紙様式第2号	件名及び本文 件名	「整備補修事業」を「施設改善対策事業」に改める。
2	第3条第2項	別紙様式第3号	標題	「整備補修事業加入者台帳」を「施設改善対策事業加入者台帳」に改める。
3	第3条第2項	別紙様式第3号の附記	表	全体 全体 事業費欄の「(5年間)」を「(3年間)」に改める。
4	第7条第1項	別紙様式第4号	件名	「新規土地改良施設維持管理適正化資金（整備補修事業）拠出金」を「新規土地改良施設維持管理適正化資金（施設改善対策事業）の拠出」に改める。
5	第8条第1項 第8条第1項 第8条第2項	別紙様式第5号 別紙様式第5号の別紙 別紙様式第6号	件名 標題 件名	「新規土地改良施設維持管理適正化資金（整備補修事業）の拠出」を「新規土地改良施設維持管理適正化資金（施設改善対策事業）の拠出」に改める。
6	第8条第1項	別紙様式第5号の別紙	表	「左の年次別実施計画」の欄「第4年度、第5年度」の各欄を削る。
7	第9条第1項 第9条第2項 第9条第3項 第9条第4項 第11条	別紙様式第7号 別紙様式第8号 別紙様式第8号の2 別紙様式第9号 別紙様式第10号の別添様式	件名 件名 件名 件名 件名	「整備補修事業拠出金」を「施設改善対策事業拠出金」に改める。

No.	手続根拠	様式番号	改める部分	改める内容
8	第8条第1項 第9条第1項 第16条第1項	別紙様式第5号の別紙 別紙様式第7号別添の年度別 実施計画 別紙様式第14号添付の年度 別実施計画	表 表 表	「適正化事業加入施設」欄を「地区名」に改める。
9	第10条第1項 第14条第1項 第15条第1項 第16条第1項 第16条第2項 第16条第3項 第16条第4項 第18条第1項 第19条第2項	別紙様式第10号 別紙様式第12号 別紙様式第13号 別紙様式第14号 別紙様式第15号 別紙様式第15の2号 別紙様式第16号 別紙様式第18号 別紙様式第19号	件名 件名 件名、本文 件名 件名 件名 件名 件名、本文 件名 件名	「整備補修事業交付金」を「施設改善対策事業交付金」に改める。
10	第12条	別紙様式第11号	件名、記の1	「整備補修事業特別賦課金」を「施設改善対策事業特別賦課金」に改める。
11	第15条第1項	別紙様式第13号	記の3	施設改善対策事業実施要領（昭和62年5月20日付け62構改B500号）を付け加える。

別記 2

安全管理施設整備対策事業に係る様式は、次のように改めるものとする。

No.	手 続 根 拠	様 式 番 号	改める部分	改 め る 内 容
1	第 3 条第 1 項 第 3 条第 2 項	別紙様式第 1 号 別紙様式第 2 号	件名及び本文 件名	「整備補修事業」を「安全管理施設整備対策事業」に改める。
2	第 3 条第 2 項	別紙様式第 3 号	標題	「整備補修事業加入者台帳」を「安全管理施設整備対策事業加入者台帳」に改める。
3	第 3 条第 2 項	別紙様式第 3 号の附記	表	全 体 全 体 事業費欄の「(5 年間)」を「(3 年間)」に改める。
4	第 7 条第 1 項	別紙様式第 4 号	件名	「新規土地改良施設維持管理適正化資金 (整備補修事業) 拠出金」を「新規土地改良施設維持管理適正化資金 (安全管理施設整備対策事業) に改める。
5	第 8 条第 1 項 第 8 条第 1 項 第 8 条第 2 項	別紙様式第 5 号 別紙様式第 5 号の別紙 別紙様式第 6 号	件名 標題 件名	「新規土地改良施設維持管理適正化資金 (整備補修事業) の拠出」を「新規土地改良施設維持管理適正化資金 (安全管理施設整備対策事業) の拠出」に改める。
6	第 8 条第 1 項	別紙様式第 5 号の別紙	表	「左の年次別実施計画」の欄「第 4 年度、第 5 年度」の各欄を削る。
7	第 9 条第 1 項 第 9 条第 2 項 第 9 条第 3 項 第 9 条第 4 項 第 11 条	別紙様式第 7 号 別紙様式第 8 号 別紙様式第 8 号の 2 別紙様式第 9 号 別紙様式第 10 号の別添様式	件名 件名 件名 件名 件名	「整備補修事業拠出金」を「安全管理施設整備対策事業拠出金」に改める。

No.	手続根拠	様式番号	改める部分	改める内容
8	第8条第1項 第9条第1項 第16条第1項	別紙様式第5号の別紙 別紙様式第7号別添の年度別 実施計画 別紙様式第14号添付の年度別 実施計画	表 表 表	「適正化事業加入施設」欄を「地区名」に改める。
9	第10条第1項 第14条第1項 第15条第1項 第16条第1項 第16条第2項 第16条第3項 第16条第4項 第18条第1項 第19条第2項	別紙様式第10号 別紙様式第12号 別紙様式第13号 別紙様式第14号 別紙様式第15号 別紙様式第15の2号 別紙様式第16号 別紙様式第18号 別紙様式第19号	件名 件名 件名、本文 件名 件名 件名 件名 件名 件名 件名	「整備補修事業交付金」を「安全管理施設整備対策事業交付金」に改める。
10	第12条	別紙様式第11号	件名、記の1	「整備補修事業特別賦課金」を「安全管理施設整備対策事業特別賦課金」に改める。
11	第15条第1項	別紙様式第13号	記の3	安全管理施設整備対策事業実施要領（平成29年3月31日付け28農振第2155号農村振興局長通知）を付け加える。

別記 3

安全管理施設整備対策事業緊急整備補修に係る様式は、次のように改めるものとする。

No.	手 続 根 拠	様 式 番 号	改める部分	改 め る 内 容
1	第 6 条第 5 項	別紙様式第 7 号の 3	件名 記の 7	「整備補修事業（緊急整備補修）」を「安全管理施設整備対策事業（緊急整備補修）」に改める。 「土地改良施設の診断・管理指導結果調書」を「安全管理施設整備計画」に改める。
2	第 6 条第 6 項	別紙様式第 9 号の 2	件名及び 本文	「整備補修事業（緊急整備補修）」を「安全管理施設整備対策事業（緊急整備補修）」に改める。
3	第 10 条第 1 項	別紙様式第 10 号の 3	件名	「整備補修事業（緊急整備補修）交付金の交付目標額」を「安全管理施設整備対策事業（緊急整備補修）交付金の交付目標額」に改める。
4	第 11 条	別紙様式第 10 号の 3 の別添様式	件名	「整備補修事業（緊急整備補修）拠出金の拠出」を「安全管理施設整備対策事業（緊急整備補修）拠出金の拠出」に改める。
5	第 12 条	別紙様式第 11 号の 2	件 名 及 び 記の 1	「整備補修事業（緊急整備補修）特別賦課金」を「安全管理施設整備対策事業（緊急整備補修）特別賦課金」に改める。
6	第 14 条第 1 項	別紙様式第 12 号の 2	件名	「整備補修事業（緊急整備補修）交付金交付申請書」を「安全管理施設整備対策事業（緊急整備補修）交付金交付申請書」に改める。

No.	手続根拠	様式番号	改める内容
7	第15条第1項	別紙様式第13号の2	「整備補修事業（緊急整備補修）交付金」を「安全管理施設整備対策事業（緊急整備補修）交付金」に改める。
			記の1
			安全管理施設整備対策事業実施要領（平成29年3月31日付け28農振第2155号農村振興局長通知）を付け加える。
8	第18条第1項	別紙様式第18号の2	「整備補修事業（緊急整備補修）交付金」を「安全管理施設整備対策事業（緊急整備補修）交付金」に改める。
			「整備補修事業」を「安全管理施設整備対策事業（緊急整備補修）」に改める。
9	第19条第2項	別紙様式第19号の2	「整備補修事業（緊急整備補修）交付金」を「安全管理施設整備対策事業（緊急整備補修）交付金」に改める。

別記 4

防災減災機能等強化事業に係る様式は、次のように改めるものとする。

No.	手 続 根 拠	様 式 番 号	改める部分	改 め る 内 容
1	第3条第1項	別紙様式第1号	様式名、件名、本文	「整備補修事業」を「防災減災機能等強化事業」に改める。
2	第3条第2項	別紙様式第3号	標題	「整備補修事業加入者台帳」を「防災減災機能等強化事業加入者台帳」に改める。
3	第9条第1項 第9条第2項 第9条第3項 第9条第4項	別紙様式第7号 別紙様式第8号 別紙様式第8号の2 別紙様式第9号	件名 件名 件名 件名	「整備補修事業拠出金」を「防災減災機能等強化事業拠出金」に改める。
4	第9条第1項	別紙様式第7の添付	標題	「整備補修事業実施変更計画書」を「防災減災機能等強化事業実施変更計画書」に改める。
5	第14条第1項 第15条第1項 第16条第2項 第16条第3項 第16条第4項 第17条 第17条 第18条第1項 第19条第2項	別紙様式第12号 別紙様式第13号 別紙様式第15号 別紙様式第15の2号 別紙様式第16号 別紙様式第17号 別紙様式第17号添付 別紙様式第18号 別紙様式第19号	件名 件名 件名 件名 件名 件名、本文 件名 件名 件名 件名	「整備補修事業交付金」を「防災減災機能等強化事業交付金」に改める。
6	第9条第1項 第15条第1項 第18条第1項	別紙様式第7号添付の年度 別実施変更計画書 別紙様式第13号 別紙様式第18号	表 本文 本文	「整備補修事業」を「防災減災機能等強化事業」に改める。

土地改良施設維持管理適正化事業事務費交付金交付要領

第1 趣旨

本会は、本会の土地改良施設維持管理適正化資金拠出約款第12条第1項の規定に基づき、整備補修事業（以下「整備補修事業」という。）、緊急整備補修、施設改善対策事業（以下「施設改善事業」という。）、安全管理施設整備対策事業（以下「安全整備事業」という。）、安全整備事業緊急整備補修及び防災減災機能等強化事業（以下「防災減災機能等強化事業」という。）に係る地方連合会の事務に要する経費の一部について事務費交付金を交付するものとし、その事務費交付金の額その他交付手続き等について、同条第2項の規定に基づき、この要領を定める。

第2 事務費交付金の額

- 1 事務費交付金の総額は、毎年度予算で定める。
- 2 事務費交付金の地方連合会別の交付金額は、当該地方連合会ごとの整備補修事業、緊急整備補修、施設改善事業、安全整備事業、安全整備事業緊急整備補修及び防災減災機能等強化事業の事業量等を勘案して、本会会長が定める。

第3 事務費交付金交付手続

- 1 本会会長は、第2の2により地方連合会別の交付金額を定めたときは、これを当該地方連合会に内示するものとする。
- 2 1により内示を受けた地方連合会は、別紙様式第1号による事務費交付金交付申請書を本会に提出するものとする。
- 3 2の交付申請書の提出時期は、本会が毎年度別に定める日までとする。
- 4 本会は、地方連合会に対し事務費交付金の交付決定を行った場合は、この旨を別紙様式第2号により地方連合会に通知するものとする。

第4 事務費交付金の交付決定前の着手

地方連合会の事務は、原則として第3の4の事務費交付金の交付決定後に着手するものとする。

ただし、本会が、土地改良施設維持管理適正化事業実施要領14の規定により、土地改良施設維持管理適正化事業補助金交付決定前着手届（以下「着手届」という。）を提出した場合は、着手届の着手予定年月日以降、着手届の理由の範囲において着手できるものとする。

第5 事務費交付金の交付時期等

- 1 第3の4により決定した事務費交付金は、前期と後期に分割して交付するものとする。
- 2 前期の交付金は9月、後期の交付金は12月を目途にし、前期にあつては賦課金相当額を、後期にあつては交付決定額から前期に交付した額を控除して得た額に相当する額を交付するものとする。

なお、交付金を交付した場合は、別紙様式第2の2号により地方連合会に通知するものとする。

- 3 防災減災機能等強化事業に係る事務費交付の時期については、別途定めるものとする。

第6 支出精算の報告等

- 1 地方連合会は、事務費交付金に係る事務を了したときは、別紙様式第3号による支出精算書を本会に提出するものとする。
- 2 1の支出精算書の提出時期は、翌年度の4月30日までとする。
- 3 地方連合会は、事務費交付金の支出についての証拠書類を整備し、これを5年間保管するものとする。

第7 緊急整備補修、施設改善事業、安全整備事業、安全整備事業緊急整備補修及び防災減災機能等強化事業

緊急整備補修に係る別紙様式は別記1に、施設改善事業に係る別紙様式は別記2に、安全整備事業に係る別紙様式は別記3、安全整備事業緊急整備補修に係る別紙様式は別記4、防災減災機能等強化事業に係る別紙様式は別記5によるものとする。

附 則
この要領は、昭和52年10月25日から実施する。

附 則
この要領は、昭和63年4月1日から実施する。

附 則
この要領は、平成10年4月1日から実施する。

附 則
この要領は、平成13年4月1日から実施する。

附 則
この要領は、平成20年9月30日から実施する。

附 則
この要領は、平成21年6月15日から実施する。

附 則
この要領は、平成23年8月18日から実施する。

附 則
この要領は、平成28年5月27日から実施する。

附 則
この要領は、平成29年4月27日から実施する。

附 則
この要領は、令和2年8月25日から実施する。

附 則
この要領は、令和４年４月１１日から実施する。

別記 1

緊急整備補修に係る様式は、次のように改めるものとする。

No	要領の区分	様式番号	改める部分	改める内容
1	第 3 の 2 第 3 の 4 第 4 の 2 第 5 の 1	別紙様式第 1 号 別紙様式第 2 号 別紙様式第 2 の 2 別紙様式第 3 号	件名 件名 件名 件名	「 年度整備補修事業事務費交付金」 を「 年度整備補修事業（緊急整備補修）事務費交付金」に改める。
2	第 3 の 4	別紙様式第 2 号	本文	「 年度整備補修事業事務費交付金」 を「 年度整備補修事業（緊急整備補修）事務費交付金」に改める。
			記の 1.2.3. 及び 4	「整備補修事業事務費交付金」を「整備補修事業（緊急整備補修）事務費交付金」に改める。

別記 2

施設改善事業に係る様式は、次のように改めるものとする。

No	要領の区分	様式番号	改める部分	改める内容
1	第 3 の 2 第 3 の 4 第 4 の 2 第 5 の 1	別紙様式第 1 号 別紙様式第 2 号 別紙様式第 2 の 2 号 別紙様式第 3 号	件名 件名 件名 件名	「 年度整備補修事業事務費交付金」 を「 年度施設改善対策事業事務費交付金」に改める。
2	第 3 の 4	別紙様式第 2 号	本文	「 年度整備補修事業事務費交付金」 を「 年度施設改善対策事業（以下「施設改善事業」という。）事務費交付金」 に改める。
			記の 1.2.3. 及び 4	「整備補修事業事務費交付金」を「施設改善事業事務費交付金」に改める。
			記の 6	施設改善対策事業実施要領（昭和 62 年 5 月 20 日付け 6 2 構 B 第 500 号） を付け加える。

別記 3

安全整備事業に係る様式は、次のように改めるものとする。

No	要領の区分	様式番号	改める部分	改める内容
1	第 3 の 2 第 3 の 4 第 4 の 2 第 5 の 1	別紙様式第 1 号 別紙様式第 2 号 別紙様式第 2 の 2 号 別紙様式第 3 号	件名 件名 件名 件名	「 年度整備補修事業事務費交付金」を「 年度安全管理施設整備対策事業事務費交付金」に改める。
2	第 3 の 4	別紙様式第 2 号	本文	「 年度整備補修事業事務費交付金」を「 年度安全管理施設整備対策事業（以下「安全整備事業」という。）事務費交付金」に改める。
			記の 1.2.3. 及び 4	「整備補修事業事務費交付金」を「安全整備事業事務費交付金」に改める。
			記の 6	安全管理施設整備対策事業実施要領（平成 29 年 3 月 31 日付け 28 農振第 2155 号農村振興局長通知）を付け加える。

別記 4

安全整備事業緊急整備補修に係る様式は、次のように改めるものとする。

No	要領の区分	様式番号	改める部分	改める内容
1	第 3 の 2 第 3 の 4 第 4 の 2 第 5 の 1	別紙様式第 1 号 別紙様式第 2 号 別紙様式第 2 の 2 号 別紙様式第 3 号	件名 件名 件名 件名	「 年度整備補修事業事務費交付金」を「 年度安全管理施設整備対策事業（緊急整備補修）事務費交付金」に改める。
2	第 3 の 4	別紙様式第 2 号	本文	「 年度整備補修事業事務費交付金」を「 年度安全管理施設整備対策事業（緊急整備補修）（以下「安全整備事業緊急整備補修」という。）事務費交付金」に改める。
			記の 1.2.3. 及び 4	「整備補修事業事務費交付金」を「安全整備事業事務費交付金」に改める。
			記の 6	安全管理施設整備対策事業実施要領（平成 29 年 3 月 31 日付け 28 農振第 2155 号農村振興局長通知）を付け加える。

別記 5

防災減災機能等強化事業に係る様式は、次のように改めるものとする。

No	要領の区分	様式番号	改める部分	改める内容
1	第 3 の 2 第 3 の 4 第 4 の 2 第 5 の 1	別紙様式第 1 号 別紙様式第 2 号 別紙様式第 2 の 2 号 別紙様式第 3 号	件名 件名 件名 件名	「 年度整備補修事業事務費交付金」 を「 年度防災減災機能等強化事業事 務費交付金」に改める。
2	第 3 の 4	別紙様式第 2 号	本文	「 年度整備補修事業事務費交付金」 を「 年度防災減災機能等強化事業 (以下「防災減災機能等強化事業」と いう。) 事務費交付金」に改める。
			記の 1.2.3. 及び 4	「整備補修事業事務費交付金」を「防 災減災機能等強化事業事務費交付金」 に改める。

(別紙様式第 1 号)

番 号
年 月 日

全国土地改良事業団体連合会長 殿

〇〇県土地改良事業団体連合会
会長

年度整備補修事業事務費交付金の交付申請書

このことについて、全国土地改良事業団体連合会土地改良施設維持管理適正化事業事務費交付金交付要領第 3 の 2 により、下記のとおり交付金の交付を申請します。

記

金 円也

事務費交付金の支出計画

(単位：円)

費目	支出計画額	摘 要
人 件 費		
旅 費		
需 用 費		細目は、別紙のとおり。 ^{注)}
役 務 費		
計		

注) 需用費の支出計画額及び役務費の支出計画額を計上しない場合は、消去し、別紙は添付しないこと

(別紙)

需用費、役務費の内訳

(単位：円)

費 目	細 目	支出計画額	備 考
需 用 費	会 議 費		
	印 刷 費		
	消 耗 品 費		
	備 品 費		
	燃 料 費		
	計		
役 務 費	通 信 運 搬 費		
	使用料及び賃借料		
	雑 費		
	計		

(別紙様式第2号)

番 号
年 月 日

〇〇県土地改良事業団体連合会長 殿

全国土地改良事業団体連合会
会長

年度整備補修事業事務費交付金の交付決定について

年 月 日付け 第 号をもって申請のあった 年度整備補修事業（以下「整備補修事業」という。）事務費交付金を下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1. 事務費交付金の対象となる費目は、 年 月 日付け
第 号で申請のあった整備補修事業事務費交付金交付申請書の事務費交付金支出計画（以下「支出計画」という。）の内容記載欄のとおりとする。
2. 整備補修事業事務費交付金の額及び前期と後期の交付金の額は、次のとおりとする。

事務費交付金の総額	円
前期の交付金額	円
後期の交付金額	円
3. 整備補修事業事務費交付金を支出計画に記載された費目以外に充当した場合は、その充当した額は返納させるものとする。
4. 適正化事務費交付金を受けた者は、この整備補修事業事務費交付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整え、かつ、当該収入及び支出について証拠書類を適正化事業が終了した年度の翌年度から起算して5ヶ年間保管しなければならないものとする。
5. 土地改良施設維持管理適正化事業事務費交付金交付要領第5により、事務費交付金に係る事務を終了したときは、同要領別紙様式第3号による支出精算書により4月30日までに本会に報告しなければならないものとする。
6. 土地改良施設維持管理適正化事業事務費交付金を受けた者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適化法」という。）、土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号。）、土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和52年4月20日付け52構改B第600号）及び土地改良施設維持管理適正化事業実施要領（昭和52年4月20日付け52構改B第601号）に従わなければならない。
7. 土地改良施設維持管理適正化事業事務費交付金を受けた者は、実績報告（適化法第14条の規定による報告をいう。）を行うに当たって、当該交付金のうち国庫補助金に係る消費税仕入控除税額（国庫補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額に国庫補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が明らかになった場合には、これを国庫補助金額から減額して報告しなければならない。
8. 土地改良施設維持管理適正化事業事務費交付金を受けた者は、実績報告書の提出後に、消費税の申告により当該国庫補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告において前記7により減額した場合にあっては、その金額が減じた金額を上回る部分の金額）を補助金交付要綱の別記様式第5号により速やかに全国土地改良事業団体連合会に報告するとともに、その後の処理については全国土地改良事業団体連合会の指示によるものとする。

(別紙様式第2の2号)

番 号
年 月 日

〇〇県土地改良事業団体連合会長 殿

全国土地改良事業団体連合会
会長

年度整備補修事業事務費交付金の交付について（前期・後期）

年 月 日付け 第 号で交付決定した標記交付金は本日付けで下
記のとおり送金したので通知します。

記

交付金額 円

(別紙様式第3号)

番 号
年 月 日

全国土地改良事業団体連合会長 殿

〇〇県土地改良事業団体連合会
会長

年度整備補修事業事務費交付金の支出実績（精算）報告書

年 月 日付け 第 号をもって、交付を受けた整備補修事業事務
費交付金の支出について、下記のとおり実績（精算）を報告致します。

記

金 円

(単位：円)

費 目	精 算 額	支出予定計画額	差引増△減	摘 要
人 件 費				
旅 費				
需 用 費				細目は、別紙のとおり。 ^{注)}
役 務 費				
計				

注) 需用費の支出計画額及び役務費の支出計画額を計上しない場合は、消去し、別紙は添付しないこと

(別紙)

需用費、役務費の内訳

(単位：円)

費目	細目	精 算 額 (A)	支出予定計画額 (B)	差引増△減 ((B)-(A))	備考
需用費	会 議 費				
	印 刷 費				
	消 耗 品 費				
	備 品 費				
	燃 料 費				
	計				
役務費	通 信 運 搬 費				
	使用料及び賃借料				
	雑 費				
	計				

土地改良施設維持管理適正化事業事業費・事務費交付金の
補助金に係る消費税仕入控除税額の報告及び返還の手続
き事務取扱細則

制 定：平成 26 年 2 月 10 日

最終改正：令和 4 年 6 月 8 日

第 1 章 総則

（目 的）

第 1 条 この細則は、土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和 31 年 8 月 13 日付 31 農地第 3966 号農林水産事務次官依命通知）第 4 の 3 及び第 15 の 5 に基づく返還手続きに関する事務の取扱いについて必要な事項を定め、もって、返還手続きの適正かつ円滑な処理を図ることを目的とする。

第 2 章 道府県土地改良事業団体連合会の土地改良施設維持管理適正化事業事務費交付金（以下「適正化事業事務費交付金」という。）の補助金に係る消費税仕入控除税額の報告及び返還の手続き

（範 囲）

第 2 条 適正化事業事務費交付金の補助金に係る消費税仕入控除税額の報告及び返還の対象となる道府県土地改良事業団体連合会（以下「地方連合会」という。）は、土地改良施設維持管理適正化事業事務費交付金交付要領（以下「交付要領」という。）第 3 の 4 により交付決定を受けた地方連合会（以下「交付対象地方連合会」という。）とする。

（適正化事業事務費交付金に係る消費税申告状況の報告）

第 3 条 全国土地改良事業団体連合会連合会（以下「全国連合会」という。）は、交付要領第 6 の 1 の「支出精算書」を受けた交付対象地方連合会に対し、別紙様式第 1 号「土地改良施設維持管理適正化事業事務費交付金に係る消費税申告状況の報告（依頼）」により通知する。

第 4 条 前条の規定に基づき通知を受けた交付対象地方連合会は、別紙様式第 1 の 1 号「適正化事業事務費交付金に係る消費税申告状況について」及び課税売上高が 5 億円を超えるか、又は、課税売上割合が 95%未満の場合は、別紙様式第 1 の 2 号「課税仕入に係る消費税額の内訳」により全国連合会に報告する。

第 5 条 全国連合会は、前条の提出資料をもとに、次の要件をすべて満たす交付対象地方連合会（以下「返還対象地方連合会」という。）に対して別紙様式第 2 号「土地改良施設維持管理適正化事業事務費交付金の補助金に係る消費税仕入控除税額の報告（依頼）」により通知する。

- ① 交付要領第5により交付決定を受けた事業年度（以下「事務費交付年度」という。）において消費税の確定申告を行っている。
- ② 事務費交付年度において簡易課税制度（消費税法第37条）を適用していない。
- ③ 事務費交付年度において特定収入割合が5%以下である。
- ④ 事務費交付年度において国、地方公共団体等の課税の特例（消費税法第60条4項）を選択していない。

（適正化事業事務費交付金の補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の返還）

第6条 前条の通知を受けた返還対象地方連合会は、別紙様式第2の1号「土地改良施設維持管理適正化事業事務費交付金の補助金に係る消費税仕入控除税額の報告」により全国連合会に報告する。

第7条 全国連合会は、前条の規定により返還対象地方連合会から報告のあった「土地改良施設維持管理適正化事業事務費交付金の補助金に係る消費税仕入控除税額の報告」の結果を取りまとめ、別紙様式第3号により農林水産大臣に報告する。

第8条 全国連合会は、農林水産大臣から返還命令を受けた場合には、返還対象地方連合会に対し別紙様式第4号「事務費交付金補助金返還相当額の納入通知について」により通知する。

第9条 適正化事業事務費交付金の補助金に係る消費税仕入控除税額の返還に当たっては、土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林水産事務次官依命通知）によるものとする。

第10条 第3条から第9条までの地方連合会の適正化事業事務費交付金の補助金に係る消費税仕入控除税額の報告及び返還の手続きについての留意点は、別紙1とする。

第3章 土地改良区等の土地改良施設維持管理適正化事業事務費交付金の補助金に係る消費税仕入控除税額の報告及び返還の手続き

（範 囲）

第11条 土地改良施設維持管理適正化事業事務費交付金（以下「適正化事業事務費交付金」という。）の補助金に係る消費税仕入控除税額の報告及び返還の対象となる土地改良区等は、土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第6の1の土地改良区等（以下「適正化事業実施者」という。）とする。

（適正化事業事務費交付金に係る消費税申告状況の報告の提出）

第12条 全国連合会は、実施要綱第11の1の「毎年度の適正化事業の実施結果（内繰越分にあつては、消費税の確定申告年度とする）」を受けた地方連合会に対し、別紙様式第5号「土地改良施設維持管理適正化事業事務費交付金に係る消費税申告状況の報告に

ついて（依頼）」により通知する。

第13条 前条の規定に基づく通知を受けた地方連合会は、別紙様式第5の1号「土地改良施設維持管理適正化事業事業費交付金に係る消費税申告状況の報告について（依頼）」により適正化事業実施者（市町村を除く）に通知するとともに、適正化事業実施者から別紙様式第5の2号（繰越分にあつては、別紙様式第5の3号）により報告を受ける。

第14条 地方連合会は、前条の規定に基づき適正化事業実施者から報告があつた場合には、別紙様式第6号（繰越分にあつては、別紙様式第6の1号）及び実施要綱第11の1の「毎年度の適正化事業の実施結果（内繰越分にあつては、消費税の確定申告年度とする）」をもとに別紙様式第6の2号（繰越分にあつては、別紙様式第6の3号）を作成し、別紙様式第5の2号（繰越分にあつては5の3号）の写しを添付して全国連合会に報告する。

第15条 全国連合会は、別紙様式第6号により次の要件をすべて満たす適正化事業実施者（以下「返還対象適正化事業実施者」という。）が属する地方連合会に対し、別紙様式第7号「土地改良施設維持管理適正化事業事業費交付金の補助金に係る消費税仕入控除税額について（依頼）」により通知する。

- ① 実施要綱第6の4により交付決定を受けた事業年度（以下「事業費交付年度」という。）において消費税の確定申告を行っている。
- ② 事業費交付年度において簡易課税制度を適用していない
- ③ 事業費交付年度において特定収入割合が5%以下である。
- ④ 事業費交付年度において特例を選択してない。

2 地方連合会は、前項の規定により通知を受けた場合は、適正化事業実施者に対し、別紙様式第7の1号「土地改良施設維持管理適正化事業事業費交付金の補助金に係る消費税仕入控除税額について（依頼）」により通知する。

（適正化事業事業費交付金の補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の返還）

第16条 前条の規定に基づく通知を受けた返還対象適正化事業実施者は、別紙様式第7の1の1号「土地改良施設維持管理適正化事業事業費交付金の補助金に係る消費税仕入控除税額の報告について」により地方連合会に報告する。

2 地方連合会は、前項の規定により報告を受けた場合は、別紙様式第7の2号により全国連合会に報告する。

第17条 全国連合会は、前条規定に基づき地方連合会より報告のあつた「土地改良施設維持管理適正化事業事業費交付金の補助金に係る消費税仕入控除税額の報告」の結果を取りまとめ、別紙様式第8号により農林水産大臣に報告する。

第18条 全国連合会は、農林水産大臣からの返還命令を受けた場合には、別紙様式第9条「事業費交付金補助金返還相当額の納入通知について」により地方連合会に通知する。

2 地方連合会は、「事業費交付金補助金返還相当額の納入通知について」を別紙様式第 9 の 1 号により返還対象適正化事業実施者に通知する。

第 19 条 適正化事業事務費交付金の補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の返還に当たっては、土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和 31 年 8 月 13 日付け 31 農地第 3966 号農林水産事務次官依命通知）によるものとする。

第 20 条 第 12 条から第 19 条までの土地改良区等の適正化事業事業費交付金の補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の報告及び返還の手続きについての留意点は、別紙 2 とする。

附 則

この細則は、平成 26 年 2 月 10 日から施行する。

附 則

変更後の細則は、平成 27 年 1 月 20 日から実施する。

附 則

変更後の細則は、平成 29 年 3 月 31 日から実施する。

附 則

変更後の細則は、平成 30 年 6 月 27 日から実施する。

附 則

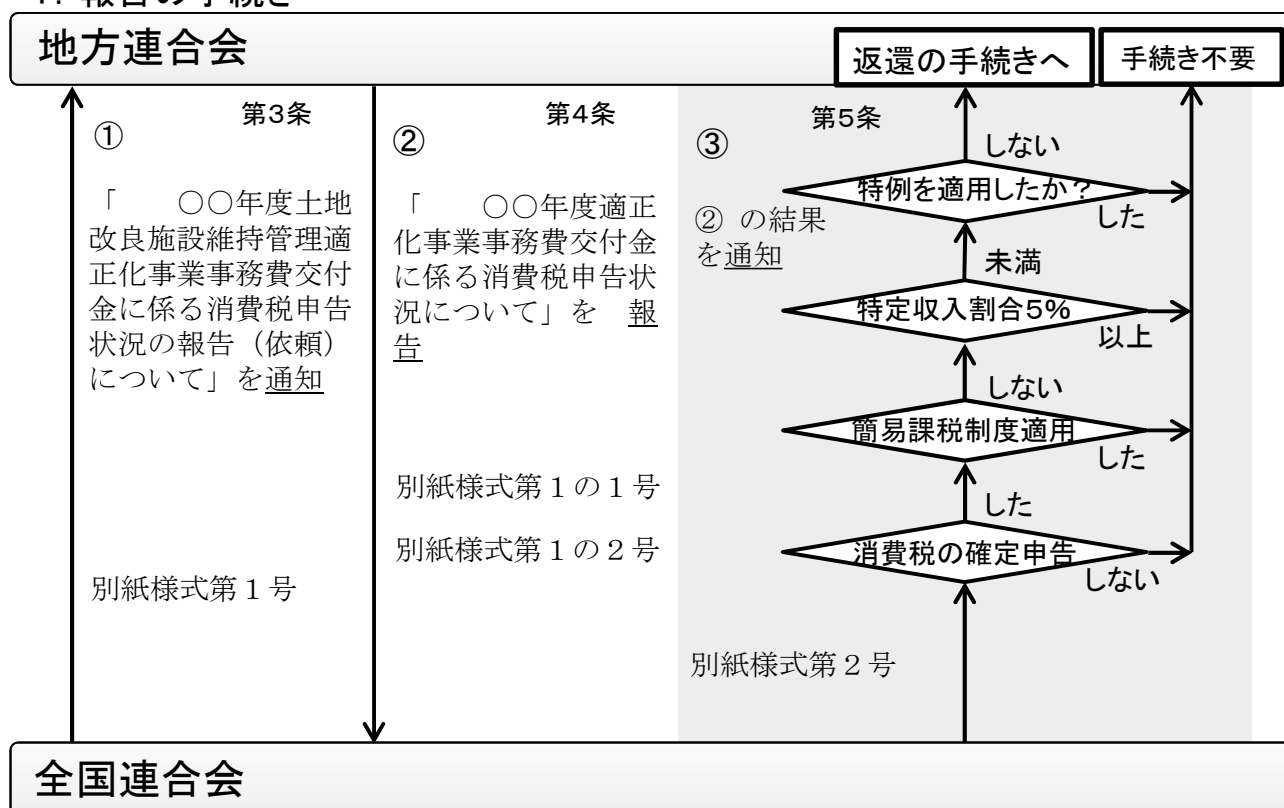
変更後の細則は、令和 2 年 8 月 28 日から実施する。

附 則

変更後の細則は、令和 4 年 6 月 8 日から実施する。

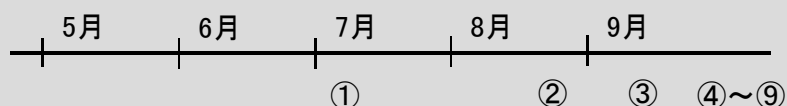
地方連合会の適正化事業事務費交付金の補助金に係る消費税 仕入控除税額の報告及び返還の手続きについての留意点

1. 報告の手続き



注)

1. スケジュールについて

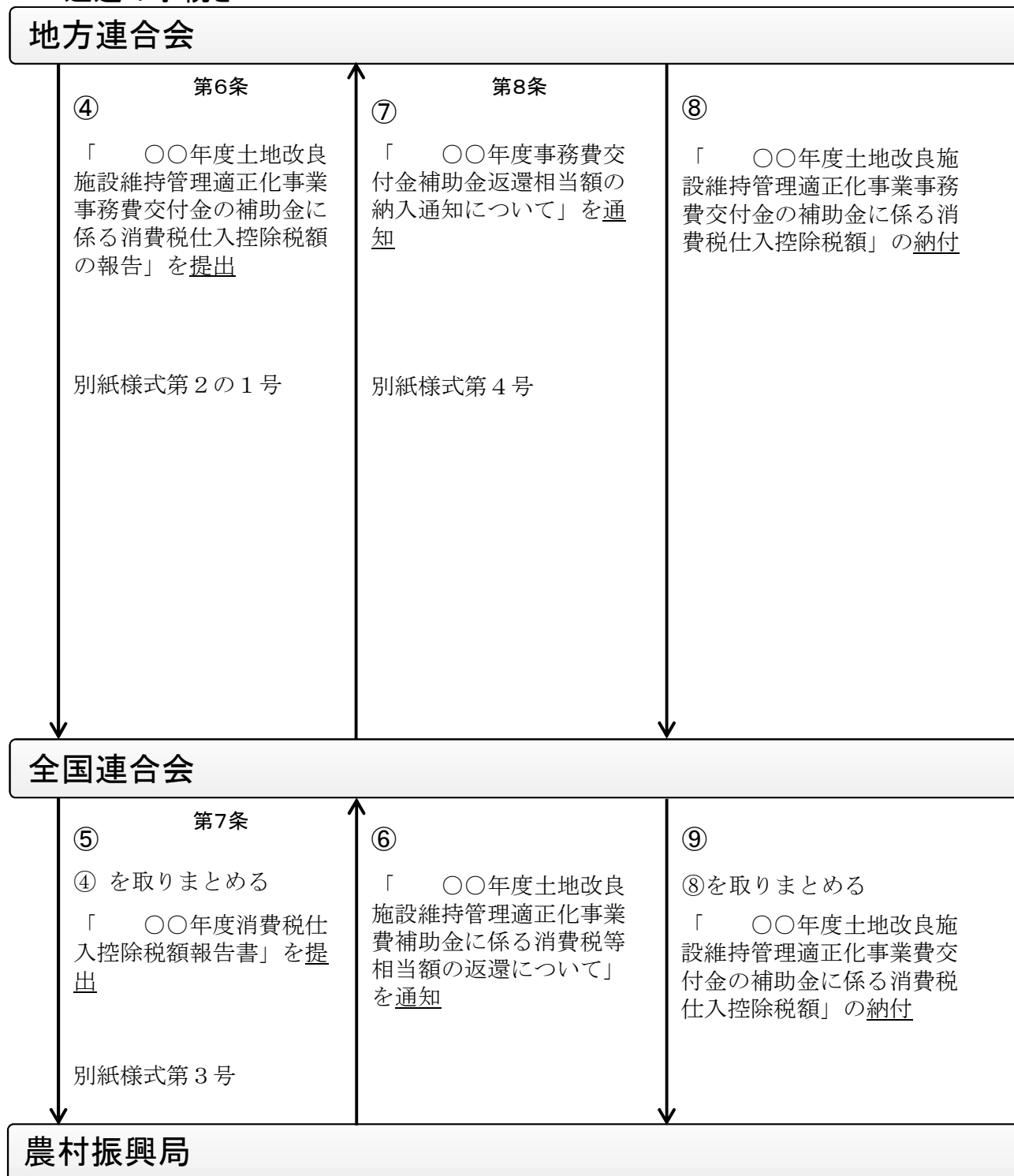


2. ①では、別紙様式第1号に別紙様式第1の1号の様式を添付する

3. ②の別紙様式第1の2号は、課税売上高が5億円を超えるか又は、課税売上割合が95%未滿の場合に添付する

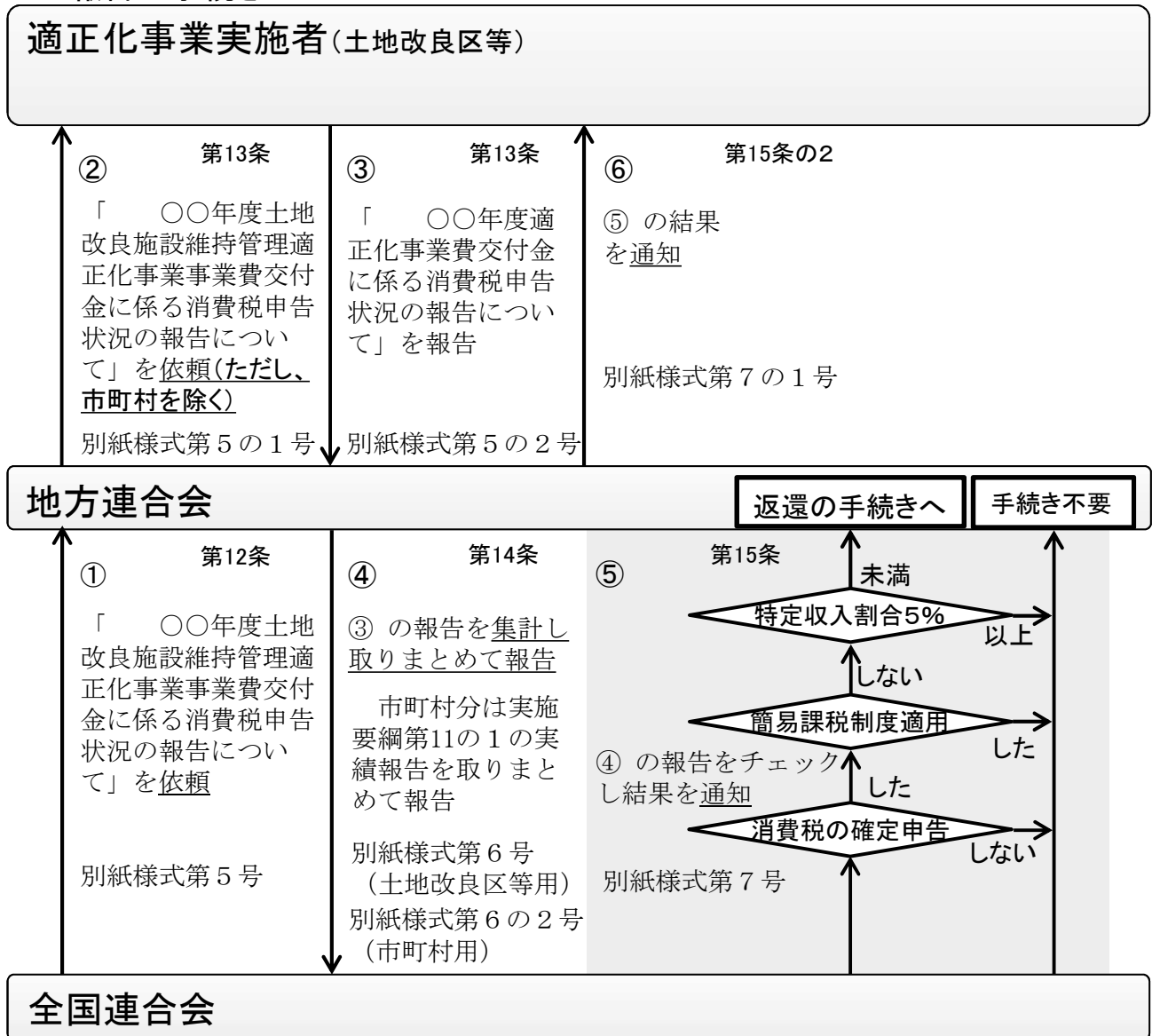
4. 全国連合会は、③の通知にあたり（参考の1）により事前に農村振興局の意見を聞く

2. 返還の手続き



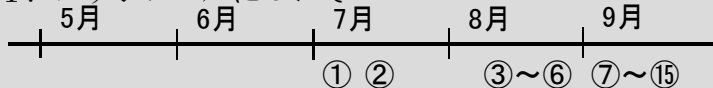
土地改良区等の適正化事業事業費交付金の補助金に係る消費税 仕入控除税額の報告及び返還の手続きについての留意点

1. 報告の手続き



注)

1. スケジュールについて



2. ①では、別紙様式第5号に別紙様式第5の1号、第5の2号の様式を添付する。

3. ②では、別紙様式第5の1号に別紙様式第5の2号の様式を添付する。

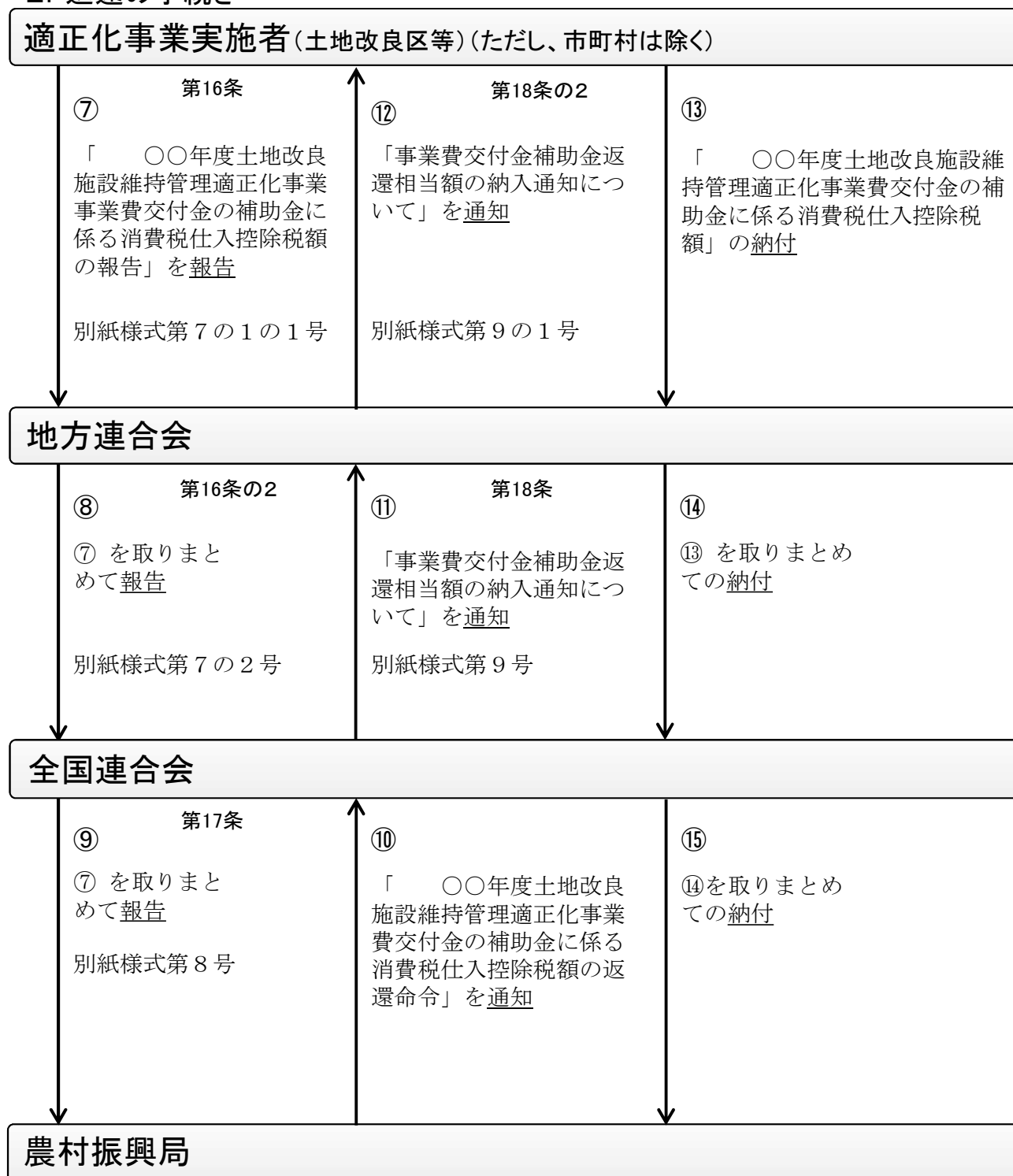
4. ④では、市町村分は、実施要綱第11の1の実施結果をもとに繰越以外は別紙様式第6の2号により、繰越分は別紙様式第6の3号により報告する。

5. ④では、市町村分以外は、③の報告をもとに繰越以外は別紙様式第6号により、繰越分は別紙様式第6の1号により報告する。

6. ⑤では、別紙様式第7号に別紙様式第7の1号の様式を添付する。

なお、全国連合会は、⑤の通知にあたり事前に(参考の2~参考の5)により農村振興局の意見を聞く

2. 返還の手続き



別紙様式第 1 号
文 書 番 号
日 付

土地改良事業団体連合会 会長 あて

全国土地改良事業団体連合会
会 長

年度土地改良施設維持管理適正化事業事務費交付金に係る
消費税申告状況の報告（依頼）について

このことについて、土地改良事業関係補助金交付要綱第 4 の 3 及び第 15 の 5 の規定に基づき標記の消費税申告状況を下記により報告してください。

1. 報告様式及び提出資料について

（１）「適正化事業事務費交付金に係る消費税申告状況について」別紙様式第 1 の 1 号（Excel ファイル）により提出してください。

（２）「適正化事業事務費交付金に係る消費税申告状況について」別紙様式第 1 の 1 号の 8 の必要な資料を添付してください。

2. 提出期限について

年 月 日（ ）

3. 「適正化事業事務費交付金に係る消費税申告状況について」別紙様式第 1 の 1 号の記載要領は別紙 1 のとおりです。

4. 提出方法と提出先について

（１）上記 1 の（１）の「適正化事業事務費交付金に係る消費税申告状況について」別紙様式第 1 の 1 号（Excel ファイル）及び 1 の（２）の「適正化事業事務費交付金に係る消費税申告状況について」別紙様式第 1 の 1 号の 8 の必要な資料（「PDF」、「tiff（画像ファイル）等に変換してください）を、メールに添付して下記あてに提出をお願いします。

全国水土里ネット（全国土地改良事業団体連合会）

中央土地改良管理指導センター ○○○○

e-mail:○○○○.○○○○@inakajin.or.jp

事務連絡
○年○月○日

〇〇〇〇 土地改良事業団体連合会

〇〇 年度適正化事業事務費交付金に係る消費税申告状況について

このことについて、下記のとおり報告します。

記

1. 土地改良施設維持管理適正化事業事務費交付金(以下「事務費交付金」という。)の交付額

(単位:円)

項 目	金 額
(1)適正化事業	
(2)施設改善事業	
(3)緊急整備補修	
(4)安全管理施設整備対策事業	
(5)安全管理緊急整備補修	
計	0

2. 特定収入割合の算定

(単位:円)

項 目	金 額
(1)課税売上げ(税抜き)	
(2)非課税売上げ	
(3)特定収入	
計	0
(4)特定収入割合	

※該当する方をチェックしてください。(以下同様)

3. 消費税法第60条第4項の「国、地方公共団体等に対する特例」を適用しましたか

- ☐ 適用した
☐ 適用していない

4. 適正化事業事務費の内訳について

(単位:円)

項 目	金 額			
	交付金 (税率10%)	交付金 (税率8%)	交付金 (税率5%)	持出等
(1)人件費				
①人件費のうち通勤手当等の額				
(2)旅費				
(3)需用費				
(4)役務費				
(5)(1)～(4)以外の費目				
計	0	0	0	0
(6)上記(1)の①及び(2)～(5) に含まれる課税仕入れ以外の額				
(7)上記(6)の内容を記載してください				

5. 消費税確定申告にあたり電子申請を利用しましたか

- ☐ 電子申請をした
☐ 電子申請をしてない

6. 適正化事業事務費に充てる財源として、事務費交付金(全国連合会が交付)の他に財源(地方連合会の基準による賦課金等)、持出等がある場合で、事務費交付金(全国連合会が交付)部分と他の部分を証拠により区分経理することができますか。

- ☐ 持出等がない
☐ 区分経理できる
☐ 区分経理できない

7. 課税売上高及び課税売上割合について

(1)課税売上高が5億円を超えるか、又は、課税売上割合が95%未満ですか。

課税売上割合	<95%
課税売上高	>5億円

- ☐ はい
☐ いいえ

次頁に続く
前頁より

(2)前頁7の(1)で“はい”と回答の場合、どちらを選択しましたか。

- ☐ 個別対応方式を選択
☐ 一括比例配分方式を選択

8. 添付資料について

(1) 税務署に提出した消費税確定申告書の控えの写し及び付表2を添付してください。(必須)

☐ 添付した

(2) 消費税納税額の計算表1～計算表5

特定収入割合が5%以下の場合は、消費税納税額の計算表1～計算表3(コピー)(必須)を、特定収入割合が5%を超える場合又は、特定収入割合が5%以下の場合であっても、「国、地方公共団体等に対する特例」を”適用しました”にチェックした場合は、消費税納税額の計算表1～計算表5(コピー)(必須)を添付してください。

☐ 添付した

(3) 上記2の(4)の特定収入割合が5%以下の場合は、
上記4の事務費交付金(交付金相当)に係る(1)～(5)の費目の
総勘定元帳(帳簿)の提出をお願いします。

☐ 添付した

注) 通勤手当等が総勘定元帳に区分して記載がない場合は、
通勤手当の算出方法を説明できる資料を添付してください。

☐ 添付した

(4) 上記7の(1)で“はい”を選択した場合は、課税仕入れ等の税額を、
「個別対応方式」の課税売上げにのみ要するものと、課税売上げと
非課税売上げに共通して要するもの、「一括比例配分方式」によるものに
区分し、別紙様式第1の2号により提出してください。

☐ 添付した

(5) 上記5で電子申請したにチェックを付けた場合は、税務署の受領メールの写し
を添付してください。

☐ 添付した

担当者	所属	〇〇部	氏名	〇 〇 〇 〇	Email:	〇 〇 〇 〇
-----	----	-----	----	---------	--------	---------

適正化事業事務費交付金に係る消費税申告状況の報告についての記載要領

別紙様式第1の1号の各項目の記載要領は次のとおりです。（別紙様式第1の1号の項目で着色されている箇所が入力項目です。）

1. 土地改良施設維持管理適正化事業事務費交付金(以下「事務費交付金」という。)の交付額

1の(1)～(5)の各事業の事務費交付金の金額は円単位でご記入ください。

2. 特定収入割合の算定

2の(1) 課税売上げ(税抜き)
2の(2) 非課税売上げ
2の(3) 特定収入

} 円単位で
ご記入ください。

2の(4) 特定収入割合は自動的に計算されます。（小数点5桁を切り上げ）

3. 消費税法第60条の4項の「国、地方公共団体等に対する特例」を適用しましたか

消費税法第60条4項の「国、地方公共団体等に対する特例」を適用した場合は、「適用した」にチェックを、適用していない場合は「適用していない」にチェックしてください。

4. 適正化事業事務費の内訳について

4の(1) 人件費
4の(1)の① 人件費に含まれる通勤手当等の額
4の(2) 旅費
4の(3) 需用費
4の(4) 役務費
4の(5) 4の(1)～(4)以外の費目の額
4の(6) 4の(1)の①から(5)に含まれる課税仕入れ以外の額

} 円単位で
ご記入
ください。

4の(7) 4の(6)の内容を具体的にご記入ください。

4の適正化事業事務費の内訳の計と1の事務費交付金の計は一致します。

5. 消費税確定申告にあたり電子申請を利用しましたか

電子申請を利用した場合は「電子申請をした」にチェックしてください。していない場合は「電子申請をしていない」にチェックしてください。

6. 適正化事業事務費に充てる財源として、事務費交付金の他に財源、持出等がある場合で、事務費交付金部分と他の部分を証拠により区分経理することができますか。

1) 適正化事業事務費に充てる財源として、事務費交付金（全国連合会が交付）の他に財源（地方連合会の基準による賦課金等）や、持出等がない場合は、「持出等がない」にチェックしてください。

2) 持出等がある場合で、事務費交付金（全国連合会が交付）部分と他の部分を帳簿や証拠により区分経理することができる場合は、「区分経理できる」にチェックをしてください。できない場合は「区分経理できない」にチェックしてください。

○ 区分経理について

☆他に財源がある場合のイメージ

図 1	支出区分	収入区分	別紙様式第 1 の 1 号の記載方法
	適正化 事務費	事務費交付金対応分 (全国連合会が交付)	4 の交付金の欄に (税率 10%、8%、5%に分けて) 記入します
		事務費賦課金等対応分	4 の持出等の欄に記入します

☆持出等がある場合のイメージ

図 2	支出区分	収入区分	別紙様式第 1 の 1 号の記載方法
	適正化 事務費	事務費交付金対応分 (全国連合会が交付)	4 の交付金の欄に (税率 10%、8%、5%に分けて) 記入します
		受託料収入等対応分	4 の持出等の欄に記入します

注) 4 の持出等に金額が記載されている場合は、必ず区分経理できるかできないかのチェックもお願いします。

7. 課税売上高及び課税売上割合について

(1) 7 の (1) の金額の欄は自動的に計算されます。

課税売上げ割合が 95%未満、又は、課税売上高が 5 億円を超えている場合は”はい”にチェックをしてください。課税売上げ割合が 95%以上で、かつ、課税売上げ割合が 5 億円以下の場合は”いいえ”にチェックしてください。

(2) 7 の (1) で”はい”と回答した場合で、個別対応方式を選択された場合は、7 の (2) の”個別対応方式を選択”にチェックを、一括比例配分方式を選択された場合は、”一括比例配分方式を選択”にチェックをしてください。

8. 添付資料について

(1) 税務署に提出した消費税確定申告書の控え (コピー) と付表 2 (コピー) を添付してください。(必須)

(2) 特定収入割合が 5 % 以下の場合は、消費税納税額の計算表 1～計算表 3 (コピー) (必須) を、特定収入割合が 5 % を超える場合又は、特定収入割合が 5 % 以下の場合であっても、「国、地方公共団体等に対する特例」を”適用した”にチェックした場合は、消費税納税額の計算表 1～計算表 5 (コピー) (必須) を添付してください。

注) 1 特定収入を算定した基礎資料 (特定収入の内訳が分かる資料) を添付してください。

2 特定収入割合は次により算出します

$$\frac{\text{特定収入}}{\text{課税 (収入) 売上げ (税抜き) + 非課税 (収入) 売上げ + 特定収入}}$$

3 特定収入割合 (%) は、小数点以下第 3 位で切上げます (例 : 3.55%)

(3) 2 の (4) の特定収入割合が 5 % 以下で「国、地方公共団体等に対する特例」を適用していない地方連合会にあっては、事務費交付金に係る上記 4 の (1) ～ (5) の各科目の明細を示した総勘定元帳 (写しでも可) の提出をお願いします。

注) 通勤手当等が総勘定元帳に区分して記載がない場合は、通勤手当の算出方法を説明できる資料を添付してください。

(4) 7 の (1) で”はい”を選択した場合は、課税仕入れ等の税額を、「個別対応方式」の課税売上げにのみ要するものと、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの、「一括比例配分方式」によるものに区分し、別紙様式第 1 の 2 号により提出してください。

(5) 5で”電子申請をした”にチェックした場合は、税務署の受領メールの写しを添付してください。

9. 提出資料

別紙様式第1の1号(Excel ファイル)「〇〇年度土地改良施設維持管理適正化事業事務費交付金に係る消費税申告状況について」と上記8の添付資料は、E-mailにより提出してください。

別紙様式第 2 号
文 書 番 号
日 付

〇〇〇〇土地改良事業団体連合会会長 殿

全国土地改良事業団体連合会
会 長

〇〇年度土地改良施設維持管理適正化事業事務費交付金の補助金に係る
消費税仕入控除税額の報告について（依頼）

このことについて、土地改良事業関係補助金交付要綱第 4 の 3 及び第 15 の 5 の規定に基づき下記によりご報告をお願いします。

記

1. 報告様式について

別紙様式第 2 の 1 号による。

2. 国庫補助率について（別紙様式第 2 の 1 号の別紙の国庫補助率）

〇〇. 〇〇〇〇 % とします。

3. 提出期限

〇〇年〇〇月〇〇日（ ）

4. 提出先

全国土地改良事業団体連合会 中央土地改良管理指導センター

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2 丁目 7 番 4 号
砂防会館別館 4 階

別紙様式第2の1号
文 書 番 号
日 付

全国土地改良事業団体連合会長 あて

〇〇〇土地改良事業団体連合会
会 長 〇 〇 〇 〇

土地改良施設維持管理適正化事業事務費交付金の補助金に係る
消費税仕入控除税額の報告について

〇〇年〇月〇〇日付け 〇〇年管指第〇〇号により交付決定通知があった 〇
〇年度土地改良施設維持管理適正化事業事務費交付金については下記のとおり報告しま
す。

記

- | | | |
|--|---|----------------|
| 1. 事務費交付金の額の確定額 | 金 | 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円 |
| 2. 事務費交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 〇〇, 〇〇〇 円 |
| 3. 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 〇〇〇, 〇〇〇 円 |
| 4. 事務費交付金返還相当額 | 金 | 〇〇, 〇〇〇 円 |
| 5. 特定収入割合 | | 〇. 〇〇 % |
| 6. 土地改良施設維持管理適正化事業事務費交付金の補助金に係る消費税仕入控除税額
算定調書は、別紙のとおり | | |

土地改良施設維持管理適正化事業事務費交付金の補助金に係る消費税仕入控除税額算定書

(単位：円)

年度	項 目	課税仕入れに係る消費税額として仕入れ税控除しているか。	事務費交付金に係る課税仕入額			事務費交付金返還相当額算定					事務費交付金返還相当額 ⑨＝(⑦×⑧)
			税率10%分 ①	税率8%分 ②	税率5%分 ③	消費税の申告により確定した消費税込仕入控除税額				国庫補助率 ⑧%	
						税率10%分 ④＝ (付表の2の⑥)	税率8%分 ⑤＝ (付表の2の⑦)	税率5%分 ⑥＝ (付表の2の⑧)	計 ⑦		
〇〇	土地改良施設維持管理 適正化事業事務費支出	有/無	0	0	0	0	0	0	0	0.000%	0
	計		0	0	0	0	0	0	0		0

注) 1 ④、⑤及び④は1円未満の端数は切り捨ててください

2 ⑧は1円未満の端数は切り捨ててください

3 ⑧の国庫補助率は、事務費交付金全体（全国連合会と地方連合会を合わせた額）に占める国庫補助金の割合であることから、全国連合会が別途通知します

4 次頁「付表」が不要の場合は、「④＝（付表の2の⑥）」を「④＝①×10／110」、「⑤＝（付表の2の⑦）」を「⑤＝②×8／108」、「⑥＝（付表の2の⑧）」を「⑥＝③×5／105」に替えてください。

1. 課税売り上げ割合の算定

(単位：円)			
課税売り上げ (税抜き) ①	非課税売り上げ ②	合 計 ③=①+②	課税売り上げ割合 ※ ④ = ①/③
0	0	0	0

※ 小数点4桁未満切捨て%で表示

2. 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額の計算

(上記 1 の①が500,000,000円超え、または、上記 1 の④が95%未満の場合)

(単位：円)

事務費交付金に係る課税仕入れ額 ⑤ (別紙の①)										消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額				
個別対応方式を選択					一括比例配分方式を選択									
課税売上げにのみに 要するもの			課税売上げと非課税売上げ に共通して要するもの			税率10%分 ⑥ = (⑨ × 10/110) + (⑫ × 10/110 × (1の① / 1 の③)) + (⑮ × 10/110 × (1の① / 1の③)) ※			税率8%分 ⑦ = (⑩ × 8/108) + (⑬ × 8 /108 × (1の① / 1の ③)) + (⑯ × 8/108 × (1の① / 1の③)) ※			税率5%分 ⑧ = (⑪ × 5/105) + (⑭ × 5 /105 × (1の① / 1の ③)) + (⑰ × 5/105 × (1の① / 1の③)) ※		
税率 10%分 ⑨	税率 8%分 ⑩	税率 5%分 ⑪	税率 10%分 ⑫	税率 8%分 ⑬	税率 5%分 ⑭	税率 10%分 ⑮	税率 8%分 ⑯	税率 5%分 ⑰						
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

※ 1円未満の端数は切り捨て

文 書 番 号
日 付

農林水産大臣 ○○ ○○ あて

全国土地改良事業団体連合会
会 長

○○年度消費税仕入控除税額報告書

○○年○月○○日付け○○農振第○○○号をもって補助金の交付決定の通知があった事業について、土地改良事業関係補助金交付要綱第13第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | | |
|---|----------------------------------|---|--------------------|
| 1 | 適正化法第15条の補助金の額の確定額 | 金 | ○, ○○○, ○○○, ○○○ 円 |
| | (○○年○月○○日付け○○農振第○○○号による額の確定通知額) | | |
| 2 | 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | ○ 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | ○○○, ○○○ 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 (3－2) | 金 | ○○○, ○○○ 円 |

〇〇〇〇土地改良事業団体連合会会長 あて

全国土地改良事業団体連合会
会 長

〇〇年度事務費交付金補助金返還相当額の納入通知について

平素より、土地改良施設維持管理適正化事業の推進にご尽力いただき感謝申し上げます。

さて、 ※ 年 ※ 月 ※ 日 ※ 第 ※ 号で報告のあった「消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額」のうち、「事務費交付金返還相当額」については下記の送金先指定口座あて納入期限までに送金をお願いします。

記

1. 事務費交付金返還相当額 金 ※ 円
2. 納入期限 〇〇年 〇〇 月 〇 日
3. 送金先指定口座
 - (1) 口座番号
三井住友銀行 東京公務部 普通預金 〇〇〇5812
 - (2) 口座名義人
全国土地改良事業団体連合会

注) 上記 ※ は、地方連合会の施行日、番号による

土地改良事業団体連合会会長 あて

全国土地改良事業団体連合会
会 長

〇〇年度土地改良施設維持管理適正化事業事業費交付金に係る
消費税申告状況の報告について（依頼）

このことについて、土地改良事業関係補助金交付要綱第4の3及び第15の5の規定に基づき標記の消費税申告状況を下記により実施しますのでご協力よろしくお願いします。
なお、当該結果を下記により報告をお願いします。

記

1. 報告対象

土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第11の1の「毎年度の適正化事業の実施結果（内繰越分にあつては、消費税の確定申告年度とする）」を報告した土地改良区等（以下「適正化事業実施者」という。）

2. 適正化事業実施者（ただし、市町村は除く）への通知様式及び適正化事業実施者（ただし、市町村は除く）からの報告資料について

（1）適正化事業実施者への通知様式

別紙様式第5の1号

（2）適正化事業実施者からの報告様式

別紙様式第5の2号及び別紙様式第5の3号（繰越用）

3. 提出期限について

年 月 日（ ）

4. 地方連合会からの集計・報告様式について

（1）上記2の（2）の集計・報告提出様式

別紙様式第6号、別紙様式第6の1号（繰越用）

（2）市町村分の集計・報告様式

市町村分は、実施要綱第11の1の「毎年度の適正化事業の実施結果（内繰越分にあつては、消費税の確定申告年度とする）」を取りまとめ別紙様式第6の2号、別紙様式第6の3号（繰越用）により報告する

5. 提出先と提出方法について

上記2の（2）の別紙様式第5の2号（写し）及び別紙様式第5の3号（写し）と「別紙様式第5の2号及び別紙様式第5の3号の3の必要な書類」をPDF等の電子ファイルに変換、上記4の（1）の別紙様式第6号、別紙様式第6の1号、別紙様式第6の2号及び別紙様式第6の3号についてはエクセル（Excel形式）ファイルにより下記までメールでご提出ください。

全国土地改良事業団体連合会

〇〇〇〇

Email：〇〇〇〇〇@〇〇〇〇〇. 〇〇〇〇. 〇〇

別紙様式第5の1号
文 書 番 号
日 付

適正化事業実施者理事長 あて

土地改良事業団体連合会
会 長

〇〇年度土地改良施設維持管理適正化事業事業費交付金
に係る消費税申告状況の報告について（依頼）

このことについて、土地改良事業関係補助金交付要綱第4の3及び第15の5の規定に基づき標記消費税申告状況を下記により報告してください。

記

1. 報告様式及び報告資料について

（1）別紙様式第5の2号により報告してください。

（2）別紙様式第5の2号の3の（7）の添付資料を添付してください。

2. 報告期限について

年 月 日（ ）

3. 報告先と報告方法について

上記1の（1）の「別紙様式第5の2号」及び1の（2）の「別紙様式第5の2号の3の（7）の添付資料」について下記まで郵送、fax又はメールしてください。

〒〇〇〇-〇〇〇〇

あて先 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇

Fax： 〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

mail： 〇〇〇〇@〇〇〇〇.〇〇.〇〇

注）繰越の場合は、1の（1）及び3の「別紙様式第5の2号」を「別紙様式第5の3号」に変更し、1の（2）及び3の「別紙様式第5の2号の3の（7）」を「別紙様式第5の3号の3の（7）」に変更する

____年 ____月 ____日

____土地改良事業団体連合会会長殿

道府県名 _____ 土地改良区等名 _____
代表者 _____

年度適正化事業事業費交付金に係る消費税申告状況の報告について

このことについて、下記のとおり報告します。

記

1. 土地改良施設維持管理適正化事業事業費交付金（以下「事業費交付金」という。）の交付額

（単位：円）

項 目	金 額
(1)加入事業費	
(2)事業費交付金	0
① 国庫負担分	0
② 道府県負担分	0
③ 拋出金相当額	0
(3)実施事業費（実事業費）	

2. 上記1の(3)実施事業費に係る課税仕入額等

○工事を委託した場合

（単位：円）

項 目	金 額	
	新税率分	旧税率分
請負費		
実施設計請負額等		
計	0	0

○工事を直営施工した場合

（単位：円）

項 目	金 額	
	新税率分	旧税率分
人件費		
その他の経費		
計	0	0

- 注) 1. 土地改良区等名について
土地改良区等名は、適正化事業実施者である土地改良区、土地改良区連合、その他の名称をご記入ください。
2. 複数地区で事業を実施している場合の上記1及び2の金額の記載方法について
1の(1)加入事業費、(2)事業費交付金、(3)実施事業費、2の請負費及び2の実施設計請負額等は合算して記載し、内訳は3頁の〈参考〉にご記入ください。

前頁より

3. 消費税申告状況について

※該当する方をチェックしてください。(以下同様)

(1) ○○年度消費税の確定申告をし、納税又は還付をうけましたか-----

- ☐ 確定申告をした
- ☐ 確定申告をしていない

3の(2)(3)は、3の(1)で”確定申告をした”にチェックをした適正化事業実施主体がご記入ください。

(2) 消費税の課税事業者を選択していますか -----

- ☐ 選択した
- ☐ 選択していない

(3) 簡易課税制度を選択しましたか -----

- ☐ 簡易課税制度を選択した
- ☐ 簡易課税制度を選択していない

3の(4)(5)は、3の(3)で”簡易課税制度を選択していない”にチェックをした事業実施主体がご記入ください。

(4) 特定収入割合の算定

(単位:円)

項 目	金 額
① 課税売上げ(税抜き)	
② 非課税売上げ	
③ 特定収入	
④ 計	0

注) 3の(4)の①②③の金額は、税務署に提出した消費税確定申告書等に記載した金額を記入する

⑤ 特定収入割合(③/④)	
---------------	--

(5) 消費税法第60条の第4項の「国、地方公共団体等に対する特例」を適用しましたか

- ☐ 適用した
- ☐ 適用していない

(6) 消費税確定申告にあたり電子申請を利用しましたか-----

- ☐ 電子申請した
- ☐ 電子申請していない

(7) 添付資料について

- 1) 簡易課税制度を選択している場合
- ① 税務署に提出した消費税確定申告書の控えの写し 及び 付表5の写し
- 2) 簡易課税制度を選択していない場合で、3の(4)の ⑤の特定収入割合が5%以下の場合
- ① 税務署に提出した消費税確定申告書の控えの写し 及び 付表2の写し
- ② 消費税納税額の計算表1～計算式3
- 3) 簡易課税制度を選択していない場合で、3の(4)の ⑤の特定収入割合が5%を超える場合
- ① 税務署に提出した消費税確定申告書の控えの写し及び付表2の写し
- ② 消費税納税額の計算表1～計算表5

注) 上記3の(3)の簡易課税制度を選択している場合は、(4)、(5)の記入及び(7)の2)及び3)の計算表の添付の必要はありません。

担当者	所属	○○部	氏名	○ ○ ○ ○	Email:	○ ○ ○ ○
				電話番号	—	—

次頁へ

2頁

〈参考〉

前頁より

1及び2の内訳は下記のとおりです。

加入事業費等の内訳

(単位:円)

加入年度	1の(1)の 加入事業費	1の(2)の 交付金額	1の(3)の 実施事業費	2の請負費	2の実施設計 請負費
計	0	0	0	0	0

年度消費税及び地方消費税の確定申告 繰越用

年 月 日

土地改良事業団体連合会会長殿

道府県名 土地改良区等名
代表者

年度適正化事業事業費交付金（繰越分）に係る消費税申告状況
の報告について

このことについて、下記のとおり報告します。

記

1. 土地改良施設維持管理適正化事業事業費交付金（以下「事業費交付金」という。）の交付額

（単位：円）

項 目	金 額
(1) 加入事業費	
(2) 事業費交付金	0
① 国庫負担分	0
② 道府県負担分	0
③ 拠出金相当額	0
(3) 実施事業費（実事業費）	

2. 上記1の(3)実施事業費に係る課税仕入額等

○工事を委託した場合

（単位：円）

項 目	金 額	
	新税率分	旧税率分
請負費		
実施設計請負額等		
計	0	0

○工事を直営施工した場合

（単位：円）

項 目	金 額	
	新税率分	旧税率分
人件費		
その他の経費		
計	0	0

注) 1. 土地改良区等名について

土地改良区等名は、適正化事業実施者である土地改良区、土地改良区連合、その他の名称をご記入ください。

2. 複数地区で事業を実施している場合の上記1及び2の金額の記載方法について

1の(1)加入事業費、(2)事業費交付金、(3)実施事業費、2の請負費及び2の実施設計請負額等は合算して記載し、内訳は3頁の〈参考〉にご記入ください。

次頁へ

1頁

前頁より

3. 消費税申告状況について

※該当する方をチェックしてください。(以下同様)

(1) ○○年度消費税の確定申告をし、納税又は還付をうけましたか-----

- ☐ 確定申告をした
☐ 確定申告をしていない

3の(2)(3)は、3の(1)で”確定申告をした”にチェックをした適正化事業実施主体がご記入ください。

(2) 消費税の課税事業者を選択していますか -----

- ☐ 選択した
☐ 選択していない

(3) 簡易課税制度を選択しましたか -----

- ☐ 簡易課税制度を選択した
☐ 簡易課税制度を選択していない

3の(4)(5)は、3の(3)で”簡易課税制度を選択していない”にチェックをした事業実施主体がご記入ください。

(4) 特定収入割合の算定

(単位:円)

項 目	金 額
① 課税売上げ(税抜き)	
② 非課税売上げ	
③ 特定収入	
④ 計	0

注) 3の(4)の①②③の金額は、税務署に提出した消費税確定申告書等に記載した金額を記入する

⑤ 特定収入割合(③/④)	
---------------	--

(5) 消費税法第60条の第4項の「国、地方公共団体等に対する特例」を適用しましたか

- ☐ 適用した
☐ 適用していない

(6) 消費税確定申告にあたり電子申請を利用しましたか-----

- ☐ 電子申請した
☐ 電子申請していない

(7) 添付資料について

1) 簡易課税制度を選択している場合

① 税務署に提出した消費税確定申告書の控えの写し 及び 付表5の写し

2) 簡易課税制度を選択していない場合で、3の(4)の⑤の特定収入割合が5%以下の場合

① 税務署に提出した消費税確定申告書の控えの写し 及び 付表2の写し

② 消費税納税額の計算表1～計算式3

3) 簡易課税制度を選択していない場合で、3の(4)の⑤の特定収入割合が5%を超える場合

① 税務署に提出した消費税確定申告書の控えの写し及び付表2の写し

② 消費税納税額の計算表1～計算表5

注) 上記3の(3)の簡易課税制度を選択している場合は、(4)、(5)の記入及び(7)の2)及び3)の計算表の添付の必要はありません。

担当者	所属	○○部	氏名	○ ○ ○ ○	Email:	○ ○ ○ ○
				電話番号	—	—

次頁へ

2頁

〈参考〉

前頁より

1及び2の内訳は下記のとおりです。

加入事業費等の内訳

(単位:円)

加入年度	1の(1)の 加入事業費	1の(2)の 交付金額	1の(3)の 実施事業費	2の請負費	2の実施設計 請負費
計	0	0	0	0	0

江) 1. 当該集計表は、別紙様式第5の2号様式を基に地方連合会が調整してください。

1. 当該集計表は、別紙様式第5の2号様式を基に地方連合会が作成する。
2. 必要に応じて行を追加してください。
3. 事業費に係る課税仕入額は、加入事業費が上限となります。
4. 繰越分は上記には含みません。

事務連絡
年 月 日

〇〇〇〇〇 土地改良事業団体連合会

〇〇 年度適正化事業事業費交付金に係る消費税申告状況の報告について

市町村用 (単位:円)

[illegible]

- 注) 1. 当該集計表は、地方連合会が調整してください。
2. 必要に応じて行を追加してください。
3. 当該集計表は、実施要綱第10の1の実施結果をもとに作成してください。
4. 繰越分は上記には含みません。

注) 1. 当該集計表は、地方連合会が調整してください。
2. 必要に応じて行を追加してください。
3. 当該集計表は、実施要綱第10の1の実施結果をもとに作成してください。
4. 繰越分を記入します。

別紙様式第 7 号
文 書 番 号
日 付

〇〇〇〇土地改良事業団体連合会会長 あて

全国土地改良事業団体連合会
会 長

〇〇年度土地改良施設維持管理適正化事業事業費交付金の補助金に係る
消費税仕入控除税額の報告について（依頼）

このことについて、土地改良事業関係補助金交付要綱第 4 の 3 及び第 15 の 5 の規定に基づき土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱第 6 の 1 の適正化事業実施者からの報告を取りまとめ下記によりご報告ください。

記

1. 報告対象

別添の 〇〇年度適正化事業実施者（実施要綱第 6 の 1 の「適正化事業実施者」）

2. 上記 1 の適正化事業実施者からの通知様式及び報告資料について

（1）適正化事業実施者への通知様式

別紙様式第 7 の 1 号

（3）適正化事業実施者からの報告様式

別紙様式第 7 の 1 の 1 号

3. 報告期限について

年 月 日（ ）

4. 提出先

全国土地改良事業団体連合会 中央土地改良管理指導センター

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2 丁目 7 番 4 号
砂防会館別館 4 階

別紙様式第7の1号
文 書 番 号
日 付

適正化事業実施者理事長 あて

土地改良事業団体連合会
会 長

〇〇年度土地改良施設維持管理適正化事業事業費交付金の補助金に係る
消費税仕入控除税額の報告について（依頼）

このことについて、土地改良事業関係補助金交付要綱第4の3及び第15の5の規定に基づき
標記消費税仕入控除税額を下記によりご報告をお願いします。

記

1. 報告様式について

別紙様式第7の1の1号によりご報告ください。

2. 報告期限

〇〇年〇〇月〇〇日（ ）

3. 報告先

〒〇〇〇-〇〇〇〇

あて先 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇

Fax： 〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

別紙様式第7の1の1号
文 書 番 号
日 付

土地改良事業団体連合会
会 長 あて

〇〇〇土地改良区等
理事長 〇〇〇〇

適正化事業事業費の補助金に係る
消費税仕入控除税額の報告について

〇〇年〇月〇〇日付け 〇〇年管指第〇〇号により交付決定通知があった 〇
〇年度土地改良施設維持管理適正化事業事業費については下記のとおり報告します。

記

1. 事業費交付金の額の確定額 金 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円
2. 事業費交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額
金 〇〇, 〇〇〇 円
3. 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額
金 〇〇〇, 〇〇〇 円
4. 事業費交付金返還相当額
金 〇〇, 〇〇〇 円
5. 特定収入割合
〇. 〇〇 %
6. 土地改良施設維持管理適正化事業事業費の補助金に係る消費税仕入控除税額算定調
書は、別紙のとおり

土地改良施設維持管理適正化事業事業費の補助金に係る消費税仕入控除税額算定書

年度	項 目	課税仕入れに係る消費税額として仕入れ税控除しているか。	事業費に係る課税仕入額		消費税算定					事業費交付金返還相当額 ⑦＝(⑤×⑥)
					消費税の申告により確定した消費税込入控除税額				国庫補助率 ⑥％	
			新税率分 ①	旧税率分 ②	新税率 ③＝ (付表の２の⑥)	旧税率 ④＝ (付表の２の⑦)	計 ⑤			
〇〇	土地改良施設維持管理 適正化事業事業費支出	有/無	0	0	0	0	0	30%	0	
	計		0	0	0	0	0		0	

(単位：円)

注) 1 ③及び④は 1 円未満の端数は切り捨ててください

2 ⑦は 1 円未満の端数は切り捨ててください

3 次頁「付表」が不要の場合は、「③＝(付表の２の⑥)」を「③＝①×10/110」、「④＝(付表の２の⑦)」を「④＝②×8/108」に替えてください。

1. 課税売り上げ割合の算定

(単位：円)			
課税売上げ (税抜き) ①	非課税売上げ ②	合 計 ③＝①＋②	課税売上げ割合 ※ ④＝①／③
0	0	0	0.00%

※ 小数点4桁未満切捨て％で表示

2. 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額の計算

(上記1の①が500,000,000円超え、または、上記1の④が95％未満の場合)

(単位：円)

事業費に係る課税仕入れ額 ⑤ (別紙の①)			
個別対応方式を選択		一括比例配分方式を選択	
課税売上げにのみに 要するもの	課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの	一括比例配分方式を選択	
	課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの	新税率分 ⑩	旧税率分 ⑪
新税率分 ⑧	旧税率分 ⑨	新税率分 ⑩	旧税率分 ⑪
0	0	0	0

消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額

新税率分
⑥＝

⑧×10/110＋⑩×10/110×
(1の①／1の③)＋⑫×
10/110×(1の①／1の③) ※

旧税率分
⑦＝

⑨×8/108＋⑬×8/108×(1
の①／1の③)＋⑭×8/108×
(1の①／1の③) ※

※ 1円未満の端数は切り捨て

別紙様式第 7 の 2 号
文 書 番 号
日 付

全国土地改良事業団体連合会会長 殿

〇〇〇〇土地改良事業団体連合会
会 長

〇〇年度土地改良施設維持管理適正化事業事業費交付金の補助金に係る
消費税仕入控除税額の報告について

このことについて、土地改良事業関係補助金交付要綱第 4 の 3 及び第 15 の 5 の規定に基づき土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱第 6 の 1 の適正化事業実施者からの報告を取りまとめて報告します。

記

適正化事業事業費の補助金に係る
消費税仕入控除税額の報告について

文 書 番 号
日 付

農林水産大臣 ○○ ○○ あて

全国土地改良事業団体連合会
会 長

○○年度消費税仕入控除税額報告書

○○年○月○○日付け○○農振第○○○号をもって補助金の交付決定の通知があった事業について、土地改良事業関係補助金交付要綱第15の5の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 適正化法第15条の補助金の額の確定額 金 ○, ○○○, ○○○, ○○○ 円
(○○年○月○○日付け○○農振第○○○号による額の確定通知額)
- 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額
金 ○ 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額
金 ○○○, ○○○ 円
- 4 補助金返還相当額 (3-2)
金 ○○○, ○○○ 円

文 書 番 号
日 付

〇〇〇〇土地改良事業団体連合会会長 あて

全国土地改良事業団体連合会
会 長

〇〇年度事業費交付金補助金返還相当額の納入通知について

平素より、土地改良施設維持管理適正化事業の推進にご尽力いただき感謝申し上げます。

さて、返還対象適正化事業実施者から納付された「事業費交付金返還相当額」については取りまとめて、下記の送金先指定口座あて納入期限までに送金をお願いします。

記

1. 事業費交付金返還相当額 金 円
2. 納入期限 〇〇年 〇〇 月 〇 日
3. 送金先指定口座
 - (1) 口座番号
三井住友銀行 東京公務部 普通預金 〇 〇 〇 5 8 1 2
 - (2) 口座名義人
全国土地改良事業団体連合会

別紙様式第9の1号
文 書 番 号
〇〇年〇〇月 日

〇〇〇〇適正化事業実施者
代表者 〇〇〇 あて

〇〇〇〇土地改良事業団体連合会
会 長

〇〇年度事業費交付金補助金返還相当額の納入通知について

平素より、土地改良施設維持管理適正化事業の推進にご尽力いただき感謝申し上げます。

さて、 ※ 年 ※ 月 ※ 日 ※ 第 ※ 号で報告のあった「消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額」のうち、「事業費交付金返還相当額」については下記の送金先指定口座あて納入期限までに送金をお願いします。

記

1. 事業費交付金返還相当額 金 ※ 円

2. 納入期限 〇〇年 〇〇 月 〇 日

3. 送金先指定口座

(1) 口座番号

〇〇〇〇 銀行 〇〇〇〇 〇〇預金 〇〇〇〇〇〇

(2) 口座名義人

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

注) 上記 ※ は、適正化事業実施者の施行日及び番号による

〇〇年度適正化事業事務費交付金に係る消費税申告状況等の報告について

[illegible]

[illegible]

別紙1

〇〇年度適正化事業事業費交付金に係る消費税申告状況の報告について

年 月 日

全国土地改良事業団体連合会

土地改良区、土地改良区連合、その他用

(単位:円)

適正化事業 実施者	事業費					事業費に係る課税仕入額		消費税の申告 により確定した 消費税仕入控 除税額	交付率 (補助率)	事業費交付金 返還相当額	備考
	加入事業費	事業費交付金				新税率分	旧税率分				
		国庫負担分	道府県負担分	拠出金相当額	計						
北海道					0				30%	0	
青森県					0				30%	0	
岩手県					0				30%	0	
宮城県					0				30%	0	
秋田県					0				30%	0	
山形県					0				30%	0	
福島県					0				30%	0	
小 計	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
茨城県					0				30%	0	
栃木県					0				30%	0	
群馬県					0				30%	0	
埼玉県					0				30%	0	
千葉県					0				30%	0	
山梨県					0				30%	0	
長野県					0				30%	0	
静岡県					0				30%	0	
小 計	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
新潟県					0				30%	0	
富山県					0				30%	0	
石川県					0				30%	0	
福井県					0				30%	0	
小 計	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
岐阜県					0				30%	0	
愛知県					0				30%	0	
三重県					0				30%	0	
小 計	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
滋賀県					0				30%	0	
京都府					0				30%	0	
大阪府					0				30%	0	
兵庫県					0				30%	0	
奈良県					0				30%	0	
和歌山県					0				30%	0	
小 計	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
鳥取県					0				30%	0	
島根県					0				30%	0	
岡山県					0				30%	0	
広島県					0				30%	0	
山口県					0				30%	0	
徳島県					0				30%	0	
香川県					0				30%	0	
愛媛県					0				30%	0	
高知県					0				30%	0	
小 計	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
福岡県					0				30%	0	
佐賀県					0				30%	0	
長崎県					0				30%	0	
熊本県					0				30%	0	
大分県					0				30%	0	
宮崎県					0				30%	0	
鹿児島県					0				30%	0	
小 計	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
沖縄県					0				30%	0	
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0		0	

〇〇年度消費税及び地方消費税の確定申告

別紙2

〇〇年度適正化事業事業費交付金に係る消費税申告状況の報告について(〇〇年度への繰越分)

年 月 日

全国土地改良事業団体連合会

土地改良区、土地改良区連合、その他用

繰越用 (単位:円)

適正化事業 実施者	加入事業費	事業費				事業費に係る課税仕入額		消費税の申告 により確定した 消費税仕入控 除税額	交付率 (補助率)	事業費交付金 返還相当額	備考
		事業費交付金				新税率分	旧税率分				
		国庫負担分	道府県負担分	拠出金相当額	計						
北海道					0				30%	0	
青森県					0				30%	0	
岩手県					0				30%	0	
宮城県					0				30%	0	
秋田県					0				30%	0	
山形県					0				30%	0	
福島県					0				30%	0	
小 計	0	0	0	0	0	0		0		0	
茨城県					0				30%	0	
栃木県					0				30%	0	
群馬県					0				30%	0	
埼玉県					0				30%	0	
千葉県					0				30%	0	
山梨県					0				30%	0	
長野県					0				30%	0	
静岡県					0				30%	0	
小 計	0	0	0	0	0	0		0		0	
新潟県					0				30%	0	
富山県					0				30%	0	
石川県					0				30%	0	
福井県					0				30%	0	
小 計	0	0	0	0	0	0		0		0	
岐阜県					0				30%	0	
愛知県					0				30%	0	
三重県					0				30%	0	
小 計	0	0	0	0	0	0		0		0	
滋賀県					0				30%	0	
京都府					0				30%	0	
大阪府					0				30%	0	
兵庫県					0				30%	0	
奈良県					0				30%	0	
和歌山県					0				30%	0	
小 計	0	0	0	0	0	0		0		0	
鳥取県					0				30%	0	
島根県					0				30%	0	
岡山県					0				30%	0	
広島県					0				30%	0	
山口県					0				30%	0	
徳島県					0				30%	0	
香川県					0				30%	0	
愛媛県					0				30%	0	
高知県					0				30%	0	
小 計	0	0	0	0	0	0		0		0	
福岡県					0				30%	0	
佐賀県					0				30%	0	
長崎県					0				30%	0	
熊本県					0				30%	0	
大分県					0				30%	0	
宮崎県					0				30%	0	
鹿児島県					0				30%	0	
小 計	0	0	0	0	0	0		0		0	
沖縄県					0				30%	0	
合 計	0	0	0	0	0	0		0		0	

〇〇年度適正化事業事業費交付金に係る消費税申告状況
の報告について

市町村

(単位:円)

地方名	事業費					備考
	加入事業費	事業費交付金				
		国庫負担分	道府県負担分	拠出金相当額	計	
北海道					0	
青森県					0	
岩手県					0	
宮城県					0	
秋田県					0	
山形県					0	
福島県					0	
小計	0	0	0	0	0	
茨城県					0	
栃木県					0	
群馬県					0	
埼玉県					0	
千葉県					0	
山梨県					0	
長野県					0	
静岡県					0	
小計	0	0	0	0	0	
新潟県					0	
富山県					0	
石川県					0	
福井県					0	
小計	0	0	0	0	0	
岐阜県					0	
愛知県					0	
三重県					0	
小計	0	0	0	0	0	
滋賀県					0	
京都府					0	
大阪府					0	
兵庫県					0	
奈良県					0	
和歌山県					0	
小計	0	0	0	0	0	
鳥取県					0	
島根県					0	
岡山県					0	
広島県					0	
山口県					0	
徳島県					0	
香川県					0	
愛媛県					0	
高知県					0	
小計	0	0	0	0	0	
福岡県					0	
佐賀県					0	
長崎県					0	
熊本県					0	
大分県					0	
宮崎県					0	
鹿児島県					0	
小計	0	0	0	0	0	
沖縄県					0	
合計	0	0	0	0	0	

〇〇年度消費税及び地方消費税の確定申告

別紙4

年 月 日

全国土地改良事業団体連合会

〇〇年度適正化事業事業費交付金に係る消費税申告状況
の報告について(〇〇年度への繰越分)

市町村

繰越用

(単位:円)

地方名	事業費					備考
	加入事業費	事業費交付金				
		国庫負担分	道府県負担分	拠出金相当額	計	
北海道					0	
青森県					0	
岩手県					0	
宮城県					0	
秋田県					0	
山形県					0	
福島県					0	
小計	0	0	0	0	0	
茨城県					0	
栃木県					0	
群馬県					0	
埼玉県					0	
千葉県					0	
山梨県					0	
長野県					0	
静岡県					0	
小計	0	0	0	0	0	
新潟県					0	
富山県					0	
石川県					0	
福井県					0	
小計	0	0	0	0	0	
岐阜県					0	
愛知県					0	
三重県					0	
小計	0	0	0	0	0	
滋賀県					0	
京都府					0	
大阪府					0	
兵庫県					0	
奈良県					0	
和歌山県					0	
小計	0	0	0	0	0	
鳥取県					0	
島根県					0	
岡山県					0	
広島県					0	
山口県					0	
徳島県					0	
香川県					0	
愛媛県					0	
高知県					0	
小計	0	0	0	0	0	
福岡県					0	
佐賀県					0	
長崎県					0	
熊本県					0	
大分県					0	
宮崎県					0	
鹿児島県					0	
小計	0	0	0	0	0	
沖縄県					0	
合計	0	0	0	0	0	

